

官報

號外

昭和六年三月二十六日

第五十九回衆議院議事速記第三十四號

帝國議會

昭和六年三月二十五日(水曜日)

午前十一時二十分開議

議事日程 第三十三號

昭和六年三月二十五日

午前十時開議

- 第一 自動車交通事業法案(政府提出、貴族院回付)
- 第二 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 産業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外一名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 耕地整理法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第六 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案(東武君外二名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外二名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(庄吉太郎君外五名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅

- 免除ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外五名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十一 河川法中改正法律案(山折儀重君外五名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十二 古物商取締法中改正法律案(石原善三郎君外二名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十三 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金等ニ關スル件)(安藤正純君外三十八名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十四 震災ニ因ル土地區劃整理施行地區内ノ假建築者手期限變更ニ關スル法律案(戸井嘉作君外三十八名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十五 產師法案(土屋清三郎君外十二名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十六 出版權法案(山折儀重君外四名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十七 銀行法中改正法律案(堤康次郎君外十名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十八 銀行法中改正法律案(村田虎之助君外六名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第十九 保稅工場法中改正法律案(末松借一郎君外五名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十 日本勸業銀行法中改正法律案(氏家清君外四名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)

- 第二十一 日本興業銀行法中改正法律案(鍋本忠正君外四名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十二 農工銀行法中改正法律案(氏家清君外四名提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二十三 朝鮮統治ノ經綸ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
- 第二十四 會社及組合ノ會計檢査ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外三名提出)
- 第二十五 十和田湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(山内亮君外二名提出)
- 第二十六 日光ヲ國立公園ニ指定ニ關スル建議案(高橋元四郎君提出)
- 第二十七 立山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(高見之通君外一名提出)
- 第二十八 平泉ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(小野寺章君外一名提出)
- 第二十九 磐梯山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案(林平馬君提出)
- 第三十 石槌山ヲ中心トスル瀨戶内海國立公園設定ニ關スル建議案(松田喜三郎君外三名提出)
- 第三十一 八戸港重要港灣指定ニ關スル建議案(山内亮君外二名提出)
- 第三十二 酒田港築港ニ關スル建議案(清水徳太郎君外一名提出)
- 第三十三 三津濱港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案(松田喜三郎君外三名提出)
- 第三十四 宇和島港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案(村松恒一郎君外一名提出)
- 第三十五 五箇瀬川並大瀬川改修ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)
- 第三十六 一ノ瀬川並小丸川治水ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)
- 第三十七 球磨川改修ニ關スル建議案(中山貞雄君外一名提出)
- 第三十八 吉井川改修ニ關スル建議案(清水長郷君提出)
- 第三十九 能代河口修築ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)
- 第四十 北海道河川治水工事促進ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第四十一 北上川河口改修促進ニ關スル建議案(星康平君外一名提出)
- 第四十二 北上川河口改修促進ニ關スル建議案(長谷川陸郎君外二名提出)
- 第四十三 治水計畫ニ關スル建議案(八並武治君外三名提出)
- 第四十四 小矢部川改修ニ關スル建議案(山田毅一君外一名提出)
- 第四十五 北海道土功組合救済ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第四十六 草野次郎經水ノ慰靈ニ關スル建議案(岡野龍一君外四名提出)
- 第四十七 別格官幣社菊池神社營繕ニ關スル建議案(平山岩彦君外三名提出)
- 第四十八 田島新藤原間國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(高橋元四郎君外一名提出)
- 第四十九 日足鐵道速成ニ關スル建議案(高橋元四郎君提出)
- 第五十 長岡鐵道國有移管ニ關スル建議案(野澤卯市君外三名提出)
- 第五十一 奥羽本線大瀧驛新設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)
- 第五十二 近永宇和島間鐵道速成ニ關スル建議案(清家吉次郎君外二名提出)
- 第五十三 松山八幡濱間鐵道速成ニ關スル建議案(高山長幸君外二名提出)
- 第五十四 鶴岡高松間鐵道敷設ニ關スル建議案(佐藤啓君外二名提出)

官報號外

昭和六年三月二十六日

衆議院議事速記第三十四號

- 第五十五 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
- 第五十六 雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)
- 第五十七 松山八幡濱間鐵道速成ニ關スル建議案(村上紋四郎君外五名提出)
- 第五十八 酒田真室川間鐵道敷設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)
- 第五十九 岩見澤停車場改築ニ關スル建議案(岡田春夫君提出)
- 第六十 天草鐵道國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(宮崎高四君外三名提出)
- 第六十一 能代船川間鐵道敷設ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)
- 第六十二 仙山線川崎驛新設ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)
- 第六十三 一日市ヨリ阿仁合線ニ接續スル鐵道敷設ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)
- 第六十四 石炭鐵道運賃低下ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)
- 第六十五 日暮里土浦間鐵道電化促進ニ關スル建議案(原脩次郎君外四名提出)
- 第六十六 氷見羽咋間鐵道速成ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)
- 第六十七 城端美濃太田間鐵道敷設ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)
- 第六十八 高岡市ニ鐵道局設置ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)
- 第六十九 豐肥線急行列車運轉並ニ「スツチバツク」改造ニ關スル建議案(小山令之君外六名提出)
- 第七十 大間室蘭間貨車航送ニ關スル建議案(手代木隆吉君外一名提出)
- 第七十一 東北本線川口町驛廢止間ニ電車停車場設置ニ關スル建議案(定塚門次郎君外一名提出)
- 第七十二 那覇鹿兒島間那覇大阪間及那覇基隆間航路國營ニ關スル建議案(當眞嗣合君外四名提出)
- 第七十三 航空會議會開設ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
- 第七十四 富高町ニ海軍飛行隊設置ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)
- 第七十五 帶廣町ニ第七師團步兵一箇聯隊設置ニ關スル建議案(小池仁郎君提出)
- 第七十六 陸軍航空隊擴張ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
- 第七十七 徵兵優遇ニ關スル建議案(多木久米次郎君外一名提出)
- 第七十八 官吏減俸ニ關スル建議案(松本忠雄君外八名提出)
- 第七十九 恩給法中在職年通算ニ關スル建議案(服部教一君提出)
- 第八十 衛生省設置ニ關スル建議案(野方次郎君外二名提出)
- 第八十一 衛生省設置ニ關スル建議案(土屋清三郎君外六名提出)
- 第八十二 氏名ノ表示ニ關スル建議案(池田敬八君外一名提出)
- 第八十三 高千穂區裁判所事務停止豫定取消ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)
- 第八十四 司法保護事業獎勵ニ關スル建議案(高橋秀臣君提出)
- 第八十五 京都帝國大學ニ經濟學研究所設置ニ關スル建議案(磯部清吉君外四名提出)
- 第八十六 岡山市ニ中國帝國大學設置ニ關スル建議案(清水長郷君提出)
- 第八十七 日本の古典教育ノ振興並普及ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)
- 第八十八 農業教育振興ニ關スル建議案(小山令之君外二名提出)
- 第八十九 官行製炭廢止ニ關スル建議案(氏家清君外二名提出)
- 第九十 國立種羊場設置ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)
- 第九十一 岩館及北浦漁港修築ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)
- 第九十二 北海道漁港修築並船入潤築設ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第九十三 國有林野ノ一部ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(氏家清君外二名提出)
- 第九十四 北海道馬鈴薯澱粉粕ニ對スル助長獎勵ニ關スル建議案(淺川浩君外九名提出)
- 第九十五 北海道甜菜糖業助長獎勵ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第九十六 亞細亞聯盟促進ニ關スル建議案(小山令之君外二名提出)
- 第九十七 小樽港ニ港務部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第九十八 故石黑翁農事功績表彰方ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
- 第九十九 鹿兒島縣大島群島ニ通スル航海補助費増額ニ關スル建議案(久留義郷君提出)
- 第百 全國ニ速達郵便制實施ニ關スル建議案(石原善三郎君提出)
- 第百一 稚内港ヲ起點トスル利尻禮文兩島ニ連絡航路開始ニ關スル建議案(淺川浩君提出)
- 第百二 北海道金田岬暗礁ニ航路標識設置ニ關スル建議案(淺川浩君提出)
- 第百三 發明獎勵ニ關スル建議案(竹内友治郎君外二名提出)
- 第百四 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百五 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百六 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百七 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百八 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百九 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百十 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百十一 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百十二 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百十三 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百十四 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)
- 第百十五 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(山本實彦君提出)
- 第百十六 京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(西村金三郎君外四名提出)

第百十七 京都市内貫通國有鐵道高架

改築ニ關スル建議案(鷲野米太郎君提出)(委員長報告)

第百十八 木材類ノ鐵道貨物運賃輕減

ニ關スル建議案(東郷實君外十一名提出)(委員長報告)

第百十九 木材類ノ鐵道貨物運賃輕減

ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出)(委員長報告)

第百二十 吉松八代間鐵道電化並急行

列車運行ニ關スル建議案(崎山武夫君外四名提出)(委員長報告)

第百二十一 伊佐鐵道工事速進ニ關ス

ル建議案(古賀政一君外四名提出)(委員長報告)

第百二十二 佐世保伊萬里間鐵道速成

ニ關スル建議案(佐保畢雄君外三名提出)(委員長報告)

第百二十三 大分港臨港線敷設速成ニ

關スル建議案(長野綱良君外二名提出)(委員長報告)

第百二十四 宇品高濱間鐵道連絡航路

開設ニ關スル建議案(藤田若水君外三名提出)(委員長報告)

第百二十五 日光上野間特別急行列車

運轉ニ關スル建議案(船田中君提出)(委員長報告)

第百二十六 日光足尾間及足尾鹿沼間

鐵道敷設ニ關スル建議案(船田中君外一名提出)(委員長報告)

第百二十七 小倉港ニ關釜連絡船寄港

ニ關スル建議案(坂井大輔君提出)(委員長報告)

第百二十八 伊豫北條驛ニ急行列車停

車ニ關スル建議案(松田喜三郎君外四名提出)(委員長報告)

第百二十九 内海志布志間鐵道敷設速

成並停車場等設置ニ關スル建議案(東郷實君外三名提出)(委員長報告)

第百三十 志布志古江間鐵道敷設速成

ニ關スル建議案(永田良吉君外三名提出)(委員長報告)

第百三十一 松山佐川間鐵道敷設速成

ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出)(委員長報告)

第百三十二 高松松山間夜行列車運轉

開始ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出)(委員長報告)

第百三十三 羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ

關スル建議案(樋口典常君外二名提出)(委員長報告)

第百三十四 八代吉松間鐵道電化速進

ニ關スル建議案(深水清君外三名提出)(委員長報告)

第百三十五 常總鐵道買収ニ關スル建

議案(飯村五郎君提出)(委員長報告)

第百三十六 大垣ヨリ大野ヲ經テ金澤

ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)(委員長報告)

第百三十七 上野福井間急行列車運行

ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)(委員長報告)

第百三十八 米原今庄間鐵道電化速成

ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)(委員長報告)

第百三十九 小濱奥名田間鐵道敷設ニ

關スル建議案(猪野毛利榮君提出)(委員長報告)

第百四十 越美線速成ニ關スル建議案

(猪野毛利榮君外一名提出)(委員長報告)

第百四十一 三陸沿岸鐵道速成ニ關ス

ル建議案(水上齊之助君外一名提出)(委員長報告)

第百四十二 大船渡若柳間ヲ自動車交

通網ニ編入ニ關スル建議案(水上齊之助君外一名提出)(委員長報告)

第百四十四 陸前岩沼驛松島驛ニ急行

列車停車ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)(委員長報告)

第百四十五 尾道今治間鐵道連絡航路

開設ニ關スル建議案(村上紋四郎君外二名提出)(委員長報告)

第百四十六 二見港三田驛間鐵道敷設

ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)(委員長報告)

第百四十七 廣島濱田間鐵道速成ニ關

スル建議案(荒川五郎君外八名提出)(委員長報告)

第百四十八 指宿線竣成年度繰上ニ關

スル建議案(井上知治君外二名提出)(委員長報告)

第百四十九 北海鐵道敷設速成ニ關

スル建議案(木下成太郎君外六名提出)(委員長報告)

第百五十 鐵道敷設法中改正ニ關スル

建議案(小池仁郎君外三名提出)(委員長報告)

第百五十一 栃尾鐵道國有移管ニ關ス

ル建議案(加藤知正君外三名提出)(委員長報告)

第百五十二 長良川河畔ニホテル建設

ニ關スル建議案(大野伴陸君提出)(委員長報告)

第百五十三 川俣浪江間鐵道敷設速成

ニ關スル建議案(大島要三君外五名提出)(委員長報告)

第百五十四 福島猪苗代間鐵道敷設ニ

關スル建議案(大島要三君外五名提出)(委員長報告)

第百五十五 上野我孫子間電車速成ニ

關スル建議案(川島正次郎君外一名提出)(委員長報告)

第百五十六 大宮小山間鐵道電化速成

ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外六名提出)(委員長報告)

第百五十七 宇實日田間鐵道敷設速成

ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)(委員長報告)

第百五十八 湊町天王寺間鐵道電化促

進ニ關スル建議案(竹田儀一君外四名提出)(委員長報告)

第百五十九 白三鐵道速成ニ關スル建

議案(長野綱良君外三名提出)(委員長報告)

第百六十 森宮原間鐵道敷設速成ニ關

スル建議案(長野綱良君外四名提出)(委員長報告)

第百六十一 鐵道小運送制度改善ニ關

スル建議案(柳部亮能君外五名提出)(委員長報告)

第百六十二 澁川長野原間鐵道速成ニ

關スル建議案(木槍三四郎君提出)(委員長報告)

第百六十三 豐岡島取間鐵道電化速成

ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)(委員長報告)

第百六十四 伯備線經由大社大阪間直

通列車運轉ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)(委員長報告)

第百六十五 日豐本線急行列車運轉ヲ

吉松驛迄延長ニ關スル建議案(三浦虎雄君外三名提出)(委員長報告)

第百六十六 鮮魚輸送指定列車ノ割増

運賃廢止ニ關スル建議案(岡野龍一君外一名提出)(委員長報告)

第百六十七 鹿兒島本線二日市驛久大

線大石驛間鐵道敷設ニ關スル建議案(河波荒次郎君外三名提出)(委員長報告)

第百六十八 木材關稅引上改正ニ關ス

ル建議案(東武君外十名提出)(委員長報告)

第百六十九 木材關稅引上改正ニ關ス

ル建議案(松田喜三郎君外四名提出)(委員長報告)

- 第百七十 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(眞鍋儀十君外二名提出) (委員長報告)
- 第百七十一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出) (委員長報告)
- 第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出) (委員長報告)
- 第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出) (委員長報告)
- 第百七十四 低利資金融通條件緩和ニ關スル建議案(大野伴陸君提出) (委員長報告)
- 第百七十五 織物消費稅法中麻織物ニ對スル免稅ニ關スル建議案(戸部良祚君外一名提出) (委員長報告)
- 第百七十六 鹿兒島縣ニ國立煙草試驗場設置ニ關スル建議案(春島東四郎君外二名提出) (委員長報告)
- 第百七十七 協力高ニ對スル公債證書給與法制定ニ關スル建議案(寺田市正君外七名提出) (委員長報告)
- 第百七十八 戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部教一君外三名提出) (委員長報告)
- 第百七十九 決議案(癡兵兵役義務者等待遇施設ニ關スル件)(武藤山治君外一名提出)
- 第百八十 一定量ノ金塊ヲ以テ對外貿易其ノ他ノ要求ニ充テ正貨ノ鑄造停止ニ關スル建議案(田川大吉郎君提出)
- 第百八十一 自作農創定並耕地整理開墾等ニ對スル貸付金償還方法改善ニ關スル建議案(高草美代藏君外九名提出)
- 第百八十二 決議案(議院建築速成ノ件)(森田茂君外一名提出)

- 第百八十三 決議案(議院圖書館及事務室等建築速成ノ件)(森田茂君外一名提出)
- 第百八十四 決議案(議院附屬新聞通信記者事務所完成ノ件)森田茂君外一名提出)
- 第百八十五 議員深澤豐太郎君懲罰事犯ノ件 (前會ノ續)
- 第百八十六 議員藤井達也君懲罰事犯ノ件 (前會ノ續)
- 請願
- 第一 (特別報告第一號)金雞勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外四件 (委員長報告)
- 第二 (特別報告第三號)一時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外十三件 (委員長報告)
- 第三 (特別報告第一二號)伊豆地方震災復興ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第四 (特別報告第一四號)土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第五 (特別報告第二八號)二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外四十四件 (委員長報告)
- 第六 (特別報告第二九號)治安警察法鼓踏審法中一部改正ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第七 (特別報告第三〇號)穀類摺精取締法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第八 (特別報告第三五號)地頭方村漁港築設ノ請願 (委員長報告)
- 第九 (特別報告第三六號)產婆法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第十 (特別報告第三九號)自作農創設維持資金ノ利子補給並中間據置設定ニ關スル請願外二十一件 (委員長報告)

- 第十一 (特別報告第七六號)瀧ノ上、土川間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第七八號)金澤大垣間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第九四號)嚴島ヲ中心トスル瀧戸内海國立公園設定ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第九七號)古物商取締法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第九八號)濕砂摺精禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第九九號)壽都漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第一〇〇號)菊川改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第一〇二號)辨邊村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第一〇八號)輕費診療普及及ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第一〇九號)私設社會事業ニ對シ國庫補助金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第一一二號)米穀最低價格ノ公定並補償ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第一一四號)自作農創設資金ノ年賦償還期限延長等ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第一一五號)自作農創設資金年賦償還期限延長ノ請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第一一九號)石狩國ニ國有種馬所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第一二〇號)計量士法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第一三三號)深川町下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第一三六號)瀧川濱益間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

- 第二十八 (特別報告第一三八號)土別瀧ノ上間及土別瀧前間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第一四三號)金雞勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外十件 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第一四四號)一時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外十件 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第一四五號)二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外六十九件 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第一四六號)自作農創設維持資金ノ利子補給並中間據置設定ニ關スル請願外八件 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第一四九號)銀行法ニ於ケル猶豫期間延長ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第一五二號)大沼公園ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第一五七號)入舸村ニ漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第一五八號)鍼灸醫師法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第一七三號)司法保護制度設定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第一八四號)廣島濱田間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第一八五號)江差瀨棚間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第一八七號)大樹廣尾間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第一八九號)厚床標津間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第一九〇號) 邊常
內金山開竈占冠新得間鐵道速成ノ請願
第四十三 (特別報告第一九三號) 羽幌
遠別間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
第四十四 (特別報告第二〇一號) 金鷄
勳章年金改正並殊勳者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
第四十五 (特別報告第二〇二號) 一時
賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外二件 (委員長報告)
第四十六 (特別報告第二〇六號) 二十
五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外四十二件 (委員長報告)
第四十七 (特別報告第二〇九號) 瀧川
濱益間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第四十八 (特別報告第二一四號) 低利
資金融通條件緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
第四十九 (特別報告第二二四號) 特別
都市計畫法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
第五十 (特別報告第二二五號) 農會法
改正ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十一 (特別報告第二三六號) 馬產
振興ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十二 (特別報告第二四一號) 米藏
價ノ生産費維持ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十三 (特別報告第二四二號) 柑橘
ノ北米輸出ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十四 (特別報告第二四五號) 笠野
原飛行場ニ陸海軍航空隊設置ノ請願 (委員長報告)
第五十五 (特別報告第二六三號) 水產
運賃ノ低減ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十六 (特別報告第二六五號) 沼田
驛新十津川村間鐵道開通促進ノ請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第二六六號) 羽幌
線速成ニ關スル請願 (委員長報告)
第五十八 (特別報告第二六七號) 名寄
羽幌間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
第五十九 (特別報告第二六八號) 中佐
呂間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第六十 (特別報告第二六九號) 下沙流
別遠別間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
第六十一 (特別報告第二七一號) 雨龍
羽幌間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
第六十二 (特別報告第二七二號) 標津
厚床間鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)
第六十三 (特別報告第二七七號) 金鷄
勳章年金改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外七件 (委員長報告)
第六十四 (特別報告第二七八號) 一時
賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外七件 (委員長報告)
第六十五 (特別報告第二八一號) 土地
區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル請願 (委員長報告)
第六十六 (特別報告第二八二號) 自作
農創設維持資金ノ利子補給並中間据
置設定ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
第六十七 (特別報告第二八三號) 二十
五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外五件 (委員長報告)
第六十八 (特別報告第二八六號) 廣島
濱田間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)
第六十九 (特別報告第二八七號) 國旗
ニ關スル法令制定ノ請願 (委員長報告)
第七十 (特別報告第二九〇號) 酒造稅
引下ニ關スル請願 (委員長報告)
第七十一 (特別報告第二九三號) 高松
港開港ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第三〇三號) 肝屬
川泊水工事急務ノ請願 (委員長報告)
第七十三 (特別報告第三〇四號) 落石
漁港修築ノ請願 (委員長報告)
第七十四 (特別報告第三〇五號) 古前
漁港修築ノ請願 (委員長報告)
第七十五 (特別報告第三〇七號) 淡路
島四國及瀬戸内海ヲ一團トスル國立
公園設定ノ請願 (委員長報告)
第七十六 (特別報告第三〇八號) 大雪
山ヲ中心トスル國立公園設定ノ請願 (委員長報告)
第七十七 (特別報告第三一一號) 本建
築著手猶豫ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
第七十八 (特別報告第三一五號) 國立
農業倉庫設置ノ請願 (委員長報告)
第七十九 (特別報告第三一六號) 山村
救済ニ關スル請願 (委員長報告)
第八十 (特別報告第三一九號) 平戸登
岐五島近海不正漁業者取締ニ關スル請願 (委員長報告)
第八十一 (特別報告第三三五號) 稚內
利尻禮文間連絡航路開始ノ請願 (委員長報告)
第八十二 (特別報告第三四七號) 沖繩
縣ニ高等水產學校設立ノ請願 (委員長報告)
第八十三 (特別報告第三四九號) 從軍
者ニシテ恩給年金ノ給與ナキ者ニ乘
車券下附ノ請願 (委員長報告)
第八十四 (特別報告第三五二號) 志布
志古江間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
第八十五 (特別報告第三五三號) 古前
士別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
第八十六 (特別報告第三六一號) 金鷄
勳章年金改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第三六二號) 一時
賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外六件 (委員長報告)
第八十八 (特別報告第三六六號) 二十
五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外六件 (委員長報告)
第八十九 (特別報告第三七〇號) 自作
農創設維持資金ノ利子補給並中間据
置設定ニ關スル請願外二件 (委員長報告)
第九十 (特別報告第三七三號) 營業收
益稅法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
第九十一 (特別報告第三七四號) 垂水
町ニ煙草製造所設置ノ請願 (委員長報告)
第九十二 (特別報告第三七五號) 鹽專
賣法撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
第九十三 (特別報告第三七六號) 香川
縣ニ國立製鹽試驗場設置ノ請願 (委員長報告)
第九十四 (特別報告第三七七號) 瑞春
事變ニ於ケル被害者ニ救恤金下附ノ請願 (委員長報告)
第九十五 (特別報告第三七八號) 神原
農場既得權回復ノ請願 (委員長報告)
第九十六 (特別報告第三七九號) 鶴戶
神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)
第九十七 (特別報告第三八〇號) 府縣
社以下神社制度改正ニ關スル請願 (委員長報告)
第九十八 (特別報告第三八一號) 千島
諸島開發ノ請願 (委員長報告)
第九十九 (特別報告第三八二號) 歸鮮
朝鮮人ノ内地再渡來ニ關スル請願 (委員長報告)
第一百 (特別報告第三八三號) 消防組員
優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
第一百一 (特別報告第三八四號) 付知川
改修工事施行ノ請願 (委員長報告)

第百六十一 (特別報告第四四四號) 久慈宮古間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第百六十二 (特別報告第四四五號) 標茶標津間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第百六十三 (特別報告第四四六號) 余市余別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第百六十四 (特別報告第四四七號) 南方村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第百六十五 (特別報告第四四八號) 田町品川間ニ泉岳寺驛新設ノ請願 (委員長報告)

第百六十六 (特別報告第四四九號) 黒松内機關庫存置ノ請願 (委員長報告)

第百六十七 (特別報告第四五〇號) 富山鐵道買収ニ關スル請願 (委員長報告)

第百六十八 (特別報告第四五一號) 六道三次間縣道ヲ自動車網道路計畫線ニ編入ノ請願 (委員長報告)

第百六十九 (特別報告第四五二號) 一時賜金癩兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願 (委員長報告)

第百七十 (特別報告第四五六號) 二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ請願 (委員長報告)

第百七十一 (特別報告第四五九號) 山村救済ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第百七十二 (特別報告第四六二號) 司法保護制度制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十三 (特別報告第四六四號) 厚床標津間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十四 (特別報告第四六六號) 外交試験ニ西班牙語ヲ加フルノ請願 (委員長報告)

第百七十五 (特別報告第四六七號) 大節ヲ制定シ尙曆ノ大祭祀日關ニ明記ノ請願 (委員長報告)

第百七十六 (特別報告第四六八號) 薪炭課稅率減ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十七 (特別報告第四六九號) 中村ニ煙草取扱所設置ノ請願外一件 (委員長報告)

第百七十八 (特別報告第四七〇號) 薄資生業者資金特融ニ關スル請願外三百六十九件 (委員長報告)

第百七十九 (特別報告第四七一號) 煙草耕作者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十 (特別報告第四七二號) 孝明神社創建ノ請願 (委員長報告)

第百八十一 (特別報告第四七三號) 美唄、月形間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)

第百八十二 (特別報告第四七四號) 淀川低水工事施行ノ請願 (委員長報告)

第百八十三 (特別報告第四七五號) 最上川改修ノ請願外四十六件 (委員長報告)

第百八十四 (特別報告第四七六號) 肝屬川運河開鑿ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十五 (特別報告第四七七號) 豐平川堤防並護岸工事促成ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十六 (特別報告第四七八號) 大島諸島港灣修築其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十七 (特別報告第四七九號) 林崎、大久保、魚住三箇村沿海土地崩潰防止ノ請願 (委員長報告)

第百八十八 (特別報告第四八〇號) 内之浦漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第百九十 (特別報告第四八二號) 雲仙岳外六箇所ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第百九十一 (特別報告第四八三號) 防火地區ニ木造本建築許可ノ請願 (委員長報告)

第百九十二 (特別報告第四八四號) 區劃整理ニ因ル官有境内飛地拂下ニ關スル請願 (委員長報告)

第百九十三 (特別報告第四八五號) 健康保險制度改正ノ請願外三件 (委員長報告)

第百九十四 (特別報告第四八六號) 都市計畫道路受益者負擔ニ關スル請願 (委員長報告)

第百九十五 (特別報告第四八九號) 國立米穀倉庫設置ノ請願 (委員長報告)

第百九十六 (特別報告第四九〇號) 國頭村東村ニ對スル國有林產物無償讓與期間復活ノ請願 (委員長報告)

第百九十七 (特別報告第四九一號) 相橋北米第二輸出組合設立ノ請願 (委員長報告)

第百九十八 (特別報告第四九二號) 養蠶業者保護ニ關スル請願外三件 (委員長報告)

第百九十九 (特別報告第四九三號) 中小產業並失業者救済ニ關スル請願外百十八件 (委員長報告)

第二百 (特別報告第四九四號) 會社及組合ノ會計検査ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百一 (特別報告第四九五號) 橫濱市外境木ニ陸海軍脚氣療養所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二 (特別報告第四九六號) 本庄村ニ海軍貯水池設置ニ依ル損害ニ對スル補償交付ノ請願 (委員長報告)

第二百三 (特別報告第四九七號) 海軍航空船隊増設ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四 (特別報告第四九八號) 土樽村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百五 (特別報告第四九九號) 逗子町大字小坪ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六 (特別報告第五〇〇號) 佐多村邊塚、大泊兩部落ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七 (特別報告第五〇一號) 大始良村字永野田ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八 (特別報告第五〇二號) 油田村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九 (特別報告第五〇三號) 小宅村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十 (特別報告第五〇四號) 吉田村佐多浦ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十一 (特別報告第五〇五號) 大林村ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十二 (特別報告第五〇六號) 本山村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十三 (特別報告第五〇七號) 本部村大字謝花ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十四 (特別報告第五〇八號) 川越村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十五 (特別報告第五〇九號) 指ヶ谷町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十六 (特別報告第五一〇號) 細山田郵便取扱所ヲ無集配局ニ改定ノ請願 (委員長報告)

第二百十七 (特別報告第五一一號) 服間郵便取扱所ヲ無集配三等郵便局ニ改定ノ請願 (委員長報告)

第二百十八 (特別報告第五二二號) 上
滿洲郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百十九 (特別報告第五二三號) 母
間郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十 (特別報告第五二四號) 鹿
浦郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十一 (特別報告第五二五號)
釜神郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十二 (特別報告第五二六號)
金砂郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十三 (特別報告第五二七號)
伊江郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十四 (特別報告第五二八號)
西太良郵便局ニ集配並電信事務開始
ノ請願
(委員長報告)

第二百二十五 (特別報告第五二九號)
川島郵便局ニ電話交換局新設ノ請願
(委員長報告)

第二百二十六 (特別報告第五三〇號)
寺前郵便局ニ電信事務開始ノ請願
(委員長報告)

第二百二十七 (特別報告第五三一號)
青戸郵便局ニ電信電話事務開始ノ請
願
(委員長報告)

第二百二十八 (特別報告第五三二號)
徳島市ニ船舶海事支局設置ノ請願
(委員長報告)

第二百二十九 (特別報告第五三三號)
海馬島ニ航路標識設置ノ請願
(委員長報告)

第二百三十 (特別報告第五三四號) 鹿
兒島上海間航空輸送開始ノ請願
(委員長報告)

第二百三十一 (特別報告第五三五號)
航海航空波見港寄港ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百三十二 (特別報告第五三六號)
航空公債發行ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百三十三 (特別報告第五三七號)
航空運賃割引ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百三十四 (特別報告第五三八號)
朝鮮島致院全州間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百三十五 (特別報告第五三九號)
借家法改正ノ請願
(委員長報告)

第二百三十六 (特別報告第五四〇號)
賤稱撤廢ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百三十七 (特別報告第五四一號)
北條區裁判所存置ノ請願
(委員長報告)

第二百三十八 (特別報告第五四二號)
大牟田市ニ區裁判所設置ノ請願
(委員長報告)

第二百三十九 (特別報告第五四三號)
郡山市ニ地方裁判所支部設置ノ請願
(委員長報告)

第二百四十 (特別報告第五四四號) 仙
臺地方裁判所古川甲號支部權限變更
反對ノ請願
(委員長報告)

第二百四十一 (特別報告第五四五號)
水戸地方裁判所下妻甲號支部權限變
更反對ノ請願
(委員長報告)

第二百四十二 (特別報告第五四六號)
太田區裁判所事務存續ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百四十三 (特別報告第五四七號)
中之條區裁判所事務存續ニ關スル請
願外一件
(委員長報告)

第二百四十四 (特別報告第五四八號)
麻生區裁判所事務存續ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百四十五 (特別報告第五四九號)
八幡區裁判所事務存續ニ關スル請願
外四件
(委員長報告)

第二百四十六 (特別報告第五五〇號)
敦賀區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百四十七 (特別報告第五五一號)
北甘樂區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百四十八 (特別報告第五五二號)
八女區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百四十九 (特別報告第五五三號)
芳賀區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百五十 (特別報告第五五四號)
大河原區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百五十一 (特別報告第五五五號)
私立中學校ニ國庫補助金交付ノ請願
(委員長報告)

第二百五十二 (特別報告第五五六號)
太陽半島ニ存スル古墳古鏡保存ニ關
スル請願
(委員長報告)

第二百五十三 (特別報告第五五七號)
牛根村演習林移轉ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百五十四 (特別報告第五五八號)
實業補習教育振興ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百五十五 (特別報告第五五九號)
桐材鐵道運賃等級引下ノ請願
(委員長報告)

第二百五十六 (特別報告第五六〇號)
柳津小出間及只見町間鐵道速成ノ
請願
(委員長報告)

第二百五十七 (特別報告第五六一號)
福山市鹽町間鐵道速成ノ請願外一件
(委員長報告)

第二百五十八 (特別報告第五六二號)
新富川上間鐵道延長ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百五十九 (特別報告第五六三號)
高須川北間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百六十 (特別報告第五六四號) 古
江國分間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百六十一 (特別報告第五六五號)
川北大泊間鐵道敷設ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百六十二 (特別報告第五六六號)
波見臨港線鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百六十三 (特別報告第五六七號)
岩川田代間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百六十四 (特別報告第五六八號)
磯部岩村田間鐵道敷設速成ノ請願
(委員長報告)

第二百六十五 (特別報告第五六九號)
岩村田下諏訪間鐵道敷設速成ノ請願
(委員長報告)

第二百六十六 (特別報告第五七〇號)
勝田上菅谷間鐵道速成ノ請願
(委員長報告)

第二百六十七 (特別報告第五七一號)
入來重富間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百六十八 (特別報告第五七二號)
士幌線鐵道延長速成ノ請願外一件
(委員長報告)

第二百六十九 (特別報告第五七三號)
日暮里土浦間鐵道電化速成ノ請願
(委員長報告)

第二百七十 (特別報告第五七四號) 姫
津鐵道豫定線變更並停車場設置ノ請
願
(委員長報告)

第二百七十一 (特別報告第五六五號)
竹駒村十日市場ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十二 (特別報告第五六六號)
下吉江ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十三 (特別報告第五六七號)
東北本線好摩薩澤間ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十四 (特別報告第五六八號)
東栗橋村ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十五 (特別報告第五六九號)
江川村ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十六 (特別報告第五七〇號)
求名村字戸子田ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十七 (特別報告第五七一號)
斜里村ニ機關庫設置ノ請願
(委員長報告)

第二百七十八 (特別報告第五七二號)
九州橫斷國道交通ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百七十九 (特別報告第五七三號)
松山佐川間自動車交通開始ノ請願外
(委員長報告)

第二百八十 (特別報告第五七四號)
宮内葛卷間自動車運輸開始促進ノ請願
(委員長報告)

第二百八十一 (特別報告第五七五號)
東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ノ請願
(委員長報告)

第二百八十二 (特別報告第五七六號)
芳賀區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百八十三 (特別報告第五七七號)
六日町區裁判所事務存續ノ請願
(委員長報告)

第二百八十四 (特別報告第五七八號)
薄資生業者資金特融ニ關スル請願外
(委員長報告)

第二百八十五 (特別報告第五七九號)
吳市河賀町又ハ廣村ヨリ三次町ニ至ル鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第二百八十六 (特別報告第五八〇號)
中小産業並失業者救済ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百八十七 (特別報告第五八一號)
國立農業倉庫設置ノ請願
(委員長報告)

第二百八十八 (特別報告第五八二號)
廣島市ニ公認競馬場設置ノ請願
(委員長報告)

第二百八十九 (特別報告第五八三號)
中村ニ郵便取扱所設置ノ請願
(委員長報告)

第二百九十 (特別報告第五八四號)
金鷄勸業年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願外二七件
(委員長報告)

第二百九十一 (特別報告第五八五號)
一時賜金發給ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外一件
(委員長報告)

第二百九十二 (特別報告第五八六號)
自作農創設資金ノ年賦償還期限延長等ニ關スル請願
(委員長報告)

第二百九十三 (特別報告第五八九號)
山村救済ニ關スル請願外二件
(委員長報告)

第二百九十四 (特別報告第五九〇號)
傷痍軍人及戰公死者遺族優遇ニ關スル請願外二件
(委員長報告)

質問
一 思想教育問題ニ關スル質問 (木下成太郎君提出)
二 大淀内海間鐵道連絡ニ關スル質問 (三浦虎雄君外三名提出)
三 健康保險法ノ實施ニ關スル再質問 (鈴木梅四郎君提出)

四 中學校教授要目ニ關スル質問 (田中祐四郎君外一名提出)
五 醫師藥劑師ノ業務ニ關スル質問 (今堀辰三郎君提出)
六 比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問 (東郷實君提出)
七 樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問 (土屋清三郎君提出)
八 政府受託預金ノ不當管理ニ關スル質問 (井上知治君提出)
九 日「ソ」漁業條約ニ關スル質問 (砂田重政君提出)
十 振替貯金ニ依ル集金郵便ニ關スル質問 (水島彦一郎君提出)
十一 鐵道行政ニ關スル質問 (原夫次郎君提出)
十二 怪死事件ニ關スル質問 (西岡竹次郎君提出)
十三 南滿洲鐵道株式會社政府配當金見積ニ關スル質問 (武藤山治君提出)
十四 官權濫用ニ關スル再質問 (多木久米次郎君提出)
十五 宮崎縣會ノ意見書議決取消ニ關スル質問 (佐藤重遠君提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕
一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
故石黑翁農事功績表彰方ニ關スル建議案提出者
(以上三月二十四日提出)
一 昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
電氣事業法改正法律案
牧野法案
競馬法中改正法律案
米穀法中改正法律案
米穀需給調節特別會計法中改正法律案
國立公園法案

土地收用法中改正法律案
輸出組合法中改正法律案
重要輸出品工業組合法中改正法律案
無盡業法改正法律案
祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案
「ロンドン」海軍條約實施ニ伴フ海軍職工整理ニ關スル公債發行ニ關スル法律案
勞働者災害扶助責任保險法案
勞働者災害扶助責任保險特別會計法案
昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ否決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
市制中改正法律案
町村制中改正法律案
府縣制中改正法律案
北海道會法中改正法律案

一 昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ議案ニ對シ承諾スルコトヲ議決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
昭和四年度第一豫備金支出ノ件
昭和四年度特別會計第一豫備金支出ノ件
昭和四年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
追加
昭和四年度特別會計第二豫備金支出ノ件
昭和四年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件
昭和五年度第二豫備金支出ノ件
昭和五年度特別會計第二豫備金支出ノ件
昭和五年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件
一 昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

〔承諾ヲ求ムル件〕

一 昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

一 昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

一 昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

航空法中改正法律案(永田良吉君提出)外四件委員

澤田 利吉君 中島知久平君 菊池 良一君

理事 禁獵區内ニ於ケル鶴保護及農作物被害賠償ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)外二十七件委員

委員長 下元鹿之助君 理事 加藤 六藏君 青木 精一君 間島在任朝鮮人救済ニ關スル建議案(宮川一貫君提出)外十件委員

委員長 漢那 憲和君 理事 森 達三君 宮川 一貫君 大分港修築速成ニ關スル建議案(長野綱良君外二名提出)外五十六件委員

委員長 河波荒次郎君 理事 後藤 亮一君 淺川 浩君 池田 敬八君 山下 谷次君 守屋 榮夫君

旭川市ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案(淺川浩君提出)外十一件委員

委員長 荒川 五郎君 理事 林 平馬君 倉元 要一君 産業組合中央金庫法中改正法律案(山谷義治君外十四名提出)外十六件委員

委員長 西村丹治郎君 理事 中崎 俊秀君 土井 權大君 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)外六十三件委員

委員長 神部 爲藏君 理事 平野 光雄君 山本 實彦君 矢野庄太郎君 崎山 武夫君 船田 中君

六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)委員

委員長 廣瀬 德藏君 理事 小俣 政一君 上田 孝吉君

河川法中改正法律案(山杵儀重君外五名提出)外十件委員

委員長 鶴澤 宇八君 理事 山杵 儀重君 寺田 市正君 一昨二十四日理事補選結果左ノ如シ

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

理事 三浦 虎雄君(理事大里廣次郎君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員 理事 小山 令之君(理事橋部荒熊君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)外十六件委員

辭任山谷 義治君 補闕栗原彦三郎君 公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

辭任飯村 五郎君 補闕藤井 達也君 辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)委員

委員長 廣瀬 德藏君 理事 小俣 政一君 上田 孝吉君

河川法中改正法律案(山杵儀重君外五名提出)外十件委員

委員長 鶴澤 宇八君 理事 山杵 儀重君 寺田 市正君 一昨二十四日理事補選結果左ノ如シ

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

理事 三浦 虎雄君(理事大里廣次郎君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員 理事 小山 令之君(理事橋部荒熊君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)外十六件委員

辭任山谷 義治君 補闕栗原彦三郎君 公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

辭任飯村 五郎君 補闕藤井 達也君 辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)委員

委員長 廣瀬 德藏君 理事 小俣 政一君 上田 孝吉君

河川法中改正法律案(山杵儀重君外五名提出)外十件委員

委員長 鶴澤 宇八君 理事 山杵 儀重君 寺田 市正君 一昨二十四日理事補選結果左ノ如シ

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

理事 三浦 虎雄君(理事大里廣次郎君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員 理事 小山 令之君(理事橋部荒熊君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)外十六件委員

辭任山谷 義治君 補闕栗原彦三郎君 公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

辭任飯村 五郎君 補闕藤井 達也君 辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)委員

委員長 廣瀬 德藏君 理事 小俣 政一君 上田 孝吉君

河川法中改正法律案(山杵儀重君外五名提出)外十件委員

委員長 鶴澤 宇八君 理事 山杵 儀重君 寺田 市正君 一昨二十四日理事補選結果左ノ如シ

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

理事 三浦 虎雄君(理事大里廣次郎君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

關稅定率法中改正法律案(政府提出)委員 理事 小山 令之君(理事橋部荒熊君昨二十三日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)外十六件委員

辭任山谷 義治君 補闕栗原彦三郎君 公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君外十名提出)委員

辭任飯村 五郎君 補闕藤井 達也君 辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

○議長(藤澤幾之輔君) 其決議案ハ、第一ハ、政府ハ本院敷次ノ建議並決議ノ趣旨ニ鑑ミ議院建築ノ速成ニ努ムヘシ、右決議ス、其次ハ、決議、政府ハ本院敷次ノ建議並決議ノ趣旨ニ鑑ミ議院圖書館及議員事務室等ノ建築ノ速成ニ努ムヘシ、右決議ス、又其次ハ、決議、新議院ノ建築竣成ト相俟テ議院附屬新聞通信記者事務所ノ完成ヲ期スヘシ、右決議ス、此三案ニ對シテ御異議アリマセヌケレバ起立ヲ望ミマス

〔議員起立〕

○議長(藤澤幾之輔君) 起立議員、満場一致可決セラレマシタ(拍手)——作田君

○作田高太郎君 議事日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程ノ順序ヲ變更シ、請願第一乃至第二百九十四ヲ繰上ゲ議題トナシ、其審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通り決シマシタ、請願委員長ノ報告ヲ求メマス——菅村太事君

- 請願
- 第一 (特別報告第一號) 金鶏勳章年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願外四件 (委員長報告)
 - 第二 (特別報告第三號) 一時賜金撥兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外十三件 (委員長報告)
 - 第三 (特別報告第一二號) 伊豆地方震災復興ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
 - 第四 (特別報告第一四號) 土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
 - 第五 (特別報告第二八號) 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外四十四件 (委員長報告)

- 第六 (特別報告第二九號) 治安警察法並陪審法中一部改正ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第七 (特別報告第三〇號) 穀類揚精取締法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第八 (特別報告第三五號) 地頭方村漁港築設ノ請願 (委員長報告)
- 第九 (特別報告第三六號) 産業法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第十 (特別報告第三九號) 自作農創設維持資金ノ利子補給並中間据置設定ニ關スル請願外二十一件 (委員長報告)

- 第十一 (特別報告第七六號) 瀧ノ上、上川間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第七八號) 金澤大垣間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第九四號) 嚴島ヲ中心トスル瀬戸内海國立公園設定ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第九七號) 古物商取締法改正ノ請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第九八號) 泥砂揚精禁止ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第九九號) 壽都漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第一〇〇號) 菊川改修ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第一〇二號) 辨邊村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第一〇八號) 輕費診療普及ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第一〇九號) 私設社會事業ニ對シ國庫補助金下附ノ請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第一一二號) 米穀最低價格ノ公定並補償ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第一一四號) 自作農創設資金ノ年賦償還期限延長等ニ關スル請願 (委員長報告)

- 第二十三 (特別報告第一一五號) 自作農創設資金年賦償還期限延長ノ請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第一一九號) 石狩國ニ國有種馬所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第一二〇號) 計量士法制定ノ請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第一三五號) 深川町下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第一三六號) 瀧川濱益間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第一三八號) 土別瀧ノ上間及士別若前間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第一四三號) 金鶏勳章年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願外十件 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第一四四號) 一時賜金撥兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外十件 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第一四五號) 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外六十九件 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第一四六號) 自作農創設維持資金ノ利子補給並中間据置設定ニ關スル請願外八件 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第一四九號) 銀行法ニ於ケル猶豫期間延長ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第一五二號) 大沼公園ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第一五七號) 入舸村ニ漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第一五八號) 鍼灸醫師法制定ノ請願 (委員長報告)

- 第三十七 (特別報告第一七三號) 司法保護制度設定ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第一八四號) 廣島濱川間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第一八五號) 江差瀨棚間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第一八七號) 大樹廣尾間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第一八九號) 厚床標津間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第一九〇號) 邊富内金山間並冠新得間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第一九二號) 羽幌遠別間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第二〇一號) 金鶏勳章年金令改正並殊勲者優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第二〇二號) 一時賜金撥兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外二件 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第二〇六號) 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外四十二件 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第二〇九號) 瀧川濱益間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第二二四號) 低利資金融通條件緩和ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第二三四號) 特別都市計畫法中一部改正ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第二三五號) 農會法改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第二三六號) 馬産振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第二四一號) 米薪價ノ生産費維持ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第二四二號) 相模ノ北米輸出ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第二四五號) 笠野原飛行場ニ陸海軍航空隊設置ノ請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第二六三號) 水產物運賃ノ低減ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第二六五號) 沼田驛新十津川村間鐵道開通促進ノ請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第二六六號) 羽幌線速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第二六七號) 名寄羽幌間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第二六八號) 中佐呂間輕便鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第六十 (特別報告第二六九號) 下沙流別遠別間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六十一 (特別報告第二七一號) 雨龍羽幌間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第六十二 (特別報告第二七二號) 標津厚床間鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十三 (特別報告第二七七號) 金鷲勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外七件 (委員長報告)

第六十四 (特別報告第二七八號) 一時賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外七件 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第二八一號) 土地區劃整理ニ伴フ清算金ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第二八二號) 自作

農創設維持資金ノ利子補給並中間据置設定ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第二八三號) 二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外五件 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第二八六號) 廣島瀧田間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第二八七號) 國旗ニ關スル法令制定ノ請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第二九〇號) 酒造稅引下ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第二九三號) 高松港開港ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第三〇三號) 肝屬川治水工事急施ノ請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第三〇四號) 落石漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第三〇五號) 吉前漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第三〇七號) 淡路島四國及瀬戸内海ヲ一團トスル國立公園設定ノ請願 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第三〇八號) 大雪山ヲ中心トスル國立公園設定ノ請願 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第三一一號) 本建築著手猶豫ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第三一五號) 國立農業倉庫設置ノ請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第三一六號) 山村救濟ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第三一九號) 平戶壹岐五島近海不正漁業者取締ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第三三五號) 稚內利尻禮文間連絡航路開始ノ請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第三四七號) 沖繩縣ニ高等水產學校設立ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第三四九號) 從軍者ニシテ恩給年金ノ給與ナキ者ニ乘車券下附ノ請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第三五二號) 志布志古江間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第三五三號) 吉前土別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第三六一號) 金鷲勳章年金令改正並殊勳者優遇ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第三六二號) 一時賜金廢兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外六件 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第三六六號) 二十五歲未満飲酒禁止法制定反對ノ請願外六件 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第三七〇號) 自作農創設維持資金ノ利子補給並中間据置設定ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

第九十 (特別報告第三七三號) 營業收益稅法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第三七四號) 垂水町ニ煙草製造所設置ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第三七五號) 鹽專賣法撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第三七六號) 香川縣ニ國立製鹽試驗場設置ノ請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第三七七號) 環春事變ニ於ケル被害者ニ救恤金下附ノ請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第三七八號) 柳原農場既得權回復ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第三七九號) 鶴戶神社昇格ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第三八〇號) 府縣社以下神社制度改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第三八一號) 千島諸島開發ノ請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第三八二號) 歸鮮朝鮮人ノ内地再渡來ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第三八三號) 消防組員優遇ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第三八四號) 付知川改修工事施行ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第三八五號) 根室港修築速成其ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第三八六號) 落石漁港外五港修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第三八七號) 仙法志村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第三八八號) 油ヶ淵惡水路改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第三八九號) 小貝川改修ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第三九〇號) 釧路港海陸連絡設備急施ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第三九一號) 江差岩內間准地方費道路一部開鑿ニ關スル請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第三九二號) 岩内港修築ノ請願 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第三九三號) 大津村厚内漁港修築速成ノ請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第三九四號) 鹿兒島縣ニ國立癩癰養所設置ノ請願 (委員長報告)

第百十二 (特別報告第三九五號)雄阿
寒岳離阿寒岳屈斜路湖及摩周湖附近
一帶ヲ國立公園ニ指定ノ請願
(委員長報告)

第百十三 (特別報告第三九六號)營利
職業紹介業者救済ノ請願
(委員長報告)

第百十四 (特別報告第三九七號)農村
救済ノ請願
(委員長報告)

第百十五 (特別報告第三九八號)糖業
補助ニ關スル請願
(委員長報告)

第百十六 (特別報告第三九九號)糖業
改良獎勵補助金増額ノ請願
(委員長報告)

第百十七 (特別報告第四〇〇號)栗植
林ニ關スル請願
(委員長報告)

第百十八 (特別報告第四〇一號)林業
救済資金融通ノ請願
(委員長報告)

第百十九 (特別報告第四〇二號)水産
審議會設置ニ關スル請願
(委員長報告)

第百二十 (特別報告第四〇三號)鯨
澤漁港修築ノ請願
(委員長報告)

第百二十一 (特別報告第四〇四號)御
前崎村ニ漁港築設ノ請願
(委員長報告)

第百二十二 (特別報告第四〇五號)網
羊飼育獎勵ニ關スル請願外一件
(委員長報告)

第百二十三 (特別報告第四〇六號)商
工會法制定ノ請願
(委員長報告)

第百二十四 (特別報告第四〇七號)足
尾銅山煙害防止並水源涵養ノ請願
(委員長報告)

第百二十五 (特別報告第四〇八號)傷
痍軍人及戰公死者ノ遺族優遇ニ關ス
ル請願外四件
(委員長報告)

第百二十六 (特別報告第四〇九號)三
春驛附近ニ無集配郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十七 (特別報告第四一〇號)澤
内村大字猿橋ニ無集配郵便局設置ノ
請願
(委員長報告)

第百二十八 (特別報告第四一一號)中
郷郵便取扱所ヲ三等郵便局ニ改定ノ
請願
(委員長報告)

第百二十九 (特別報告第四一二號)東
市村ニ三等郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百三十 (特別報告第四一三號)龜田
村役場附近ニ三等郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百三十一 (特別報告第四一四號)子
吉村ニ無集配郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百三十二 (特別報告第四一五號)戸
知市花園町ニ三等郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百三十三 (特別報告第四一六號)阿
多村大字白川ニ郵便取扱所設置ノ請
願
(委員長報告)

第百三十四 (特別報告第四一七號)上
津村ニ郵便局設置ノ請願
(委員長報告)

第百三十五 (特別報告第四一八號)永
平寺郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第百三十六 (特別報告第四一九號)酒
生郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第百三十七 (特別報告第四二〇號)新
城郵便局ニ集配事務開始ノ請願
(委員長報告)

第百三十八 (特別報告第四二一號)大
隅半島方面ノ郵便遞送ニ關スル請願
(委員長報告)

第百三十九 (特別報告第四二二號)上
中島郵便局ニ集配並電信電話事務開
始ノ請願
(委員長報告)

第百四十 (特別報告第四二三號)花咲
郡諸島及千島各島間ニ無線電信架設
ノ請願
(委員長報告)

第百四十一 (特別報告第四二四號)十
島村ニ無線電信局設置ノ請願
(委員長報告)

第百四十二 (特別報告第四二五號)岸
良郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願
(委員長報告)

第百四十三 (特別報告第四二六號)帶
廣町ニ於ケル電燈料裁定其ノ他ニ關
スル請願
(委員長報告)

第百四十四 (特別報告第四二七號)根
室上海間定期補助航路開始ノ請願
(委員長報告)

第百四十五 (特別報告第四二八號)根
室擇提問命令航路開設ノ請願
(委員長報告)

第百四十六 (特別報告第四二九號)落
石燈臺ニ霧雨附設並納沙布水道ニ航
路標識施設ノ請願
(委員長報告)

第百四十七 (特別報告第四三〇號)根
室町ニ空港設置ノ請願
(委員長報告)

第百四十八 (特別報告第四三一號)北
方定期航空開發促進ノ請願
(委員長報告)

第百四十九 (特別報告第四三二號)郵
便切手收入印紙ノ種別撤廢ニ關スル
請願
(委員長報告)

第百五十 (特別報告第四三三號)出產
貯金法制定ニ關スル請願
(委員長報告)

第百五十一 (特別報告第四三四號)樺
太須領取港修築ノ請願
(委員長報告)

第百五十二 (特別報告第四三五號)眞
室川村ニ區裁判所出張所設置ノ請願
(委員長報告)

第百五十三 (特別報告第四三六號)遠
輕村ニ區裁判所出張所設置ノ請願
(委員長報告)

第百五十四 (特別報告第四三七號)廣
島高等工業學校ニ藥學科設置ノ請願
(委員長報告)

第百五十五 (特別報告第四三八號)女
子園藝專門學校設立ニ關スル請願外
一件
(委員長報告)

第百五十六 (特別報告第四三九號)學
校ニ藥劑師ヲ置クノ請願外一件
(委員長報告)

第百五十七 (特別報告第四四〇號)笠
野原飛行場附近ニ氣象觀測所設置ノ
請願
(委員長報告)

第百五十八 (特別報告第四四一號)根
室臨港鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百五十九 (特別報告第四四二號)標
津線速成ノ請願
(委員長報告)

第百六十 (特別報告第四四三號)厚内
忠類間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百六十一 (特別報告第四四四號)久
慈宮古間鐵道速成ノ請願
(委員長報告)

第百六十二 (特別報告第四四五號)標
茶津間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百六十三 (特別報告第四四六號)余
市余別間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百六十四 (特別報告第四四七號)南
方村ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百六十五 (特別報告第四四八號)田
町品川間ニ泉岳寺驛新設ノ請願
(委員長報告)

第百六十六 (特別報告第四四九號)黑
松内機關庫存置ノ請願
(委員長報告)

第百六十七 (特別報告第四五〇號)富
山鐵道買收ニ關スル請願
(委員長報告)

第百六十八 (特別報告第四五一號)大
道三次間縣道ヲ自動車網道路計畫線
ニ編入ノ請願
(委員長報告)

第百六十九 (特別報告第四五二號) 一時賜金癸兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願 (委員長報告)

第百七十 (特別報告第四五六號) 二十五歳未満飲酒禁止法制定反對ノ請願 (委員長報告)

第百七十一 (特別報告第四五九號) 山村救済ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第百七十二 (特別報告第四六二號) 司法保護制度制定ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十三 (特別報告第四六四號) 厚床標準間鐵道速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十四 (特別報告第四六六號) 外交試験ニ西班牙語ヲ加フルノ請願 (委員長報告)

第百七十五 (特別報告第四六七號) 大節ヲ制定シ尙曆ノ大祭祝日欄ニ明記ノ請願 (委員長報告)

第百七十六 (特別報告第四六八號) 薪炭課稅率低減ニ關スル請願 (委員長報告)

第百七十七 (特別報告第四六九號) 中村ニ煙草取扱所設置ノ請願外一件 (委員長報告)

第百七十八 (特別報告第四七〇號) 薄資生業者資金融通ニ關スル請願外三百六十九件 (委員長報告)

第百七十九 (特別報告第四七一號) 煙草耕作者救済ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十 (特別報告第四七二號) 神明宮創建ノ請願 (委員長報告)

第百八十一 (特別報告第四七三號) 美唄、月形間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)

第百八十二 (特別報告第四七四號) 淀川低水工事施行ノ請願 (委員長報告)

第百八十三 (特別報告第四七五號) 最上川改修ノ請願外四十六件 (委員長報告)

第百八十四 (特別報告第四七六號) 肝屬川運河開鑿ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十五 (特別報告第四七七號) 豐平川堤防並護岸工事促成ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十六 (特別報告第四七八號) 大島諸島港灣修築共ノ他ニ關スル請願 (委員長報告)

第百八十七 (特別報告第四七九號) 林崎、大久保、魚住三箇村沿海土地崩潰防止ノ請願 (委員長報告)

第百八十八 (特別報告第四八〇號) 內之浦漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第百八十九 (特別報告第四八一號) 大島村ニ船入潤染設ノ請願 (委員長報告)

第百九十 (特別報告第四八二號) 雲仙岳外六箇所ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第百九十一 (特別報告第四八三號) 防火地區ニ木造本建築許可ノ請願 (委員長報告)

第百九十二 (特別報告第四八四號) 區劃整理ニ因ル官有境内飛地拂下ニ關スル請願 (委員長報告)

第百九十三 (特別報告第四八五號) 健康保險制度改正ノ請願外三件 (委員長報告)

第百九十四 (特別報告第四八六號) 都市計劃道路受益者負擔ニ關スル請願 (委員長報告)

第百九十五 (特別報告第四八九號) 國立米穀倉庫設置ノ請願 (委員長報告)

第百九十六 (特別報告第四九〇號) 國頭村東村ニ對スル國有林產物無償讓與期間復活ノ請願 (委員長報告)

第百九十七 (特別報告第四九一號) 柑橋北米第二輸出組合設立ノ請願 (委員長報告)

第百九十八 (特別報告第四九二號) 養蠶業者保護ニ關スル請願外三件 (委員長報告)

第百九十九 (特別報告第四九三號) 中小產業並失業者救済ニ關スル請願外百十八件 (委員長報告)

第二百 (特別報告第四九四號) 會社及組合ノ會計檢査ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百一 (特別報告第四九五號) 橫濱市外境木ニ陸海軍脚氣療養所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二 (特別報告第四九六號) 本庄村ニ海軍貯水池設置ニ依ル損害ニ對スル補償交付ノ請願 (委員長報告)

第二百三 (特別報告第四九七號) 海軍航空艦隊増設ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四 (特別報告第四九八號) 土樽村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百五 (特別報告第四九九號) 返子町大字小坪ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百六 (特別報告第五〇〇號) 佐多村邊塚、大泊兩部落ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七 (特別報告第五〇一號) 大始良村字永野田ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百八 (特別報告第五〇二號) 油田村ニ無集配三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百九 (特別報告第五〇三號) 小宅村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十 (特別報告第五〇四號) 吉田村佐多浦ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十一 (特別報告第五〇五號) 大林村ニ郵便取扱所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十二 (特別報告第五〇六號) 本山村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十三 (特別報告第五〇七號) 本郡村大字謝花ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十四 (特別報告第五〇八號) 川越村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百五 (特別報告第五〇九號) 指ヶ谷町ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百十六 (特別報告第五一〇號) 細山川郵便取扱所ヲ無集配局ニ改定ノ請願 (委員長報告)

第二百十七 (特別報告第五一一號) 服間郵便取扱所ヲ無集配三等郵便局ニ改定ノ請願 (委員長報告)

第二百十八 (特別報告第五一二號) 上沼刈郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百十九 (特別報告第五一三號) 母間郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十 (特別報告第五一四號) 鹿浦郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十一 (特別報告第五一五號) 釜神郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十二 (特別報告第五一六號) 金砂郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十三 (特別報告第五一七號) 伊江郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十四 (特別報告第五一八號)

西太良郵便局ニ集配並電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十五 (特別報告第五一九號)

川島郵便局ニ電話交換局新設ノ請願 (委員長報告)

第二百二十六 (特別報告第五二〇號)

寺前郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十七 (特別報告第五二一號)

青戸郵便局ニ電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第二百二十八 (特別報告第五二二號)

徳島市ニ船舶海事支局設置ノ請願 (委員長報告)

第二百二十九 (特別報告第五二三號)

海馬島ニ航路標識設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十 (特別報告第五二四號)

鹿兒島上海間航空輸送開始ノ請願 (委員長報告)

第二百三十一 (特別報告第五二五號)

航海航空波見港寄港ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十二 (特別報告第五二六號)

航空公債發行ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十三 (特別報告第五二七號)

航空運賃割引ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十四 (特別報告第五二八號)

朝鮮島致院全州間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百三十五 (特別報告第五二九號)

借家法改正ノ請願 (委員長報告)

第二百三十六 (特別報告第五三〇號)

賤納撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百三十七 (特別報告第五三一號)

北條區裁判所存置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十八 (特別報告第五三二號)

大牟田市ニ區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)

第二百三十九 (特別報告第五三三號)

郡山市ニ地方裁判所支部設置ノ請願 (委員長報告)

第二百四十 (特別報告第五三四號)

臺地方裁判所古川甲號支部權限變更反對ノ請願 (委員長報告)

第二百四十一 (特別報告第五三五號)

水戸地方裁判所下妻甲號支部權限變更反對ノ請願 (委員長報告)

第二百四十二 (特別報告第五三六號)

太田區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十三 (特別報告第五三七號)

中之條區裁判所事務存置ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第二百四十四 (特別報告第五三八號)

麻生區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十五 (特別報告第五三九號)

八幡區裁判所事務存置ニ關スル請願外四件 (委員長報告)

第二百四十六 (特別報告第五四〇號)

敦賀區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十七 (特別報告第五四一號)

北甘樂區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十八 (特別報告第五四二號)

八女區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百四十九 (特別報告第五四三號)

芳賀區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十 (特別報告第五四四號)

河原區裁判所事務存置ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十一 (特別報告第五四五號)

私立中等學校ニ國庫補助金交付ノ請願 (委員長報告)

第二百五十二 (特別報告第五四六號)

大隅半島ニ存スル古墳古鏡保存ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十三 (特別報告第五四七號)

牛根村演習林移轉ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十四 (特別報告第五四八號)

實業補習教育振興ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十五 (特別報告第五四九號)

桐材鐵道運賃等級引下ノ請願 (委員長報告)

第二百五十六 (特別報告第五五〇號)

柳津小出間及只見古町間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第二百五十七 (特別報告第五五一號)

福山市鹽町間鐵道速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第二百五十八 (特別報告第五五二號)

新富川上間軌道延長ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百五十九 (特別報告第五五三號)

高須川北間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百六十 (特別報告第五五四號)

江國分間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百六十一 (特別報告第五五五號)

川北大泊間鐵道敷設ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百六十二 (特別報告第五五六號)

波見臨港線鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百六十三 (特別報告第五五七號)

岩川田代間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百六十四 (特別報告第五五八號)

磯部岩村田間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第二百六十五 (特別報告第五五九號)

岩村山下諏訪間鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)

第二百六十六 (特別報告第五六〇號)

勝田上菅谷間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第二百六十七 (特別報告第五六一號)

入來重富間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第二百六十八 (特別報告第五六二號)

士幌線鐵道延長速成ノ請願外一件 (委員長報告)

第二百六十九 (特別報告第五六三號)

日暮里土浦間鐵道電化速成ノ請願 (委員長報告)

第二百七十 (特別報告第五六四號)

津鐵道豫定線變更並停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十一 (特別報告第五六五號)

竹駒村字十日市場ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十二 (特別報告第五六六號)

下吉江ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十三 (特別報告第五六七號)

東北本線好摩瀧澤間ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十四 (特別報告第五六八號)

東栗栖村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十五 (特別報告第五六九號)

江川村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十六 (特別報告第五七〇號)

求名村字戸子田ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十七 (特別報告第五七一號)

斜里村ニ機關庫設置ノ請願 (委員長報告)

第二百七十八 (特別報告第五七二號)

九州橫斷國際遊覽交通ニ關スル請願

第二百七十九 (特別報告第五七三號)

松山佐川間自動車交通開始ノ請願外

第二百八十 (特別報告第五七四號)

宮内閣卷間自動車運輸開始促進ノ請願

第二百八十一 (特別報告第五七五號)

東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ノ請願

第二百八十二 (特別報告第五七六號)

芳賀區裁判所事務存續ノ請願

第二百八十三 (特別報告第五七七號)

六日町區裁判所事務存續ノ請願

第二百八十四 (特別報告第五七八號)

薄資生業者資金特融ニ關スル請願外

第二百八十五 (特別報告第五七九號)

吳市阿賀町又ハ廣村ヨリ三次町ニ至ル鐵道敷設ノ請願

第二百八十六 (特別報告第五八〇號)

中小産業並失業者救済ニ關スル請願

第二百八十七 (特別報告第五八一號)

國立農業倉庫設置ノ請願

第二百八十八 (特別報告第五八二號)

廣島市ニ公認競馬場設置ノ請願

第二百八十九 (特別報告第五八三號)

中村ニ郵便取扱所設置ノ請願

第二百九十 (特別報告第五八四號)

瑞動章年金改正並殊勲者優遇ニ關スル請願外二十七件 (委員長報告)

第二百九十一 (特別報告第五八五號)

一時賜金撥兵ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)

第二百九十二 (特別報告第五九一號)

自農創設資金ノ年賦償還期限延長等ニ關スル請願 (委員長報告)

第二百九十三 (特別報告第五九三號)

山村救済ニ關スル請願外三件 (委員長報告)

第二百九十四 (特別報告第五九五號)

傷痍軍人及戰公死者遺族優遇ニ關スル請願外二件 (委員長報告)

〔特別報告意見書ハ追テ別冊ニ掲載ス〕

〔菅村太事君登壇〕

○菅村太事君 只今上程セラレマシタ請願特別報告ニ關シテ御報告申上ゲマス、委員會ハ昨日ヲ以テ終了致シマシタ、昨日委員會開會マデニ受理致シタ件數ハ二千二百六十四件デアリマシテ、之ヲ全部審査終了ヲ致シマシタ、而シテ内譯ヲ申上ゲマス、採擇スベキモノト決シタルモノノ千八百九十二件、政府ニ參考トシテ送付スベキモノト決定シタルモノノ百八十四件、採擇スベキモノニ非ズト決シタルモノノ百八十五件、取下ヲ許可スベキモノト決定シタルモノノ四件デアリマシテ、此中ニハ分割採擇三件、分割不採擇三件ガ入ッテ居ルデアリマス、二件ハ延期ト決シタルモノデアリマス、之ヲ請願者數ニ依ッテ見マス、七十五萬九百七十九人デアリマシテ、如何ニ多數國民ガ議會請願ニ對シテ熱心デアリ、國民ノ聲ヲ議會ニ反映セシメント努メテ居ルカヲ察知スルコトガ出來ルト思フデアリマス、委員會ハ各分科會ヲ開クコト三回、總會ヲ開クコト九回デアリマシテ、從來ノ通常議會ニ於ケル請願委員會ノ開會度數ニ比シテ、甚ダ回數ガ少ナイノデアリマス、然ルニ委員諸君ノ熱心ナル努力ニ依リマシテ、近時ノ通常議會ノ例ニ比シテ受理セラレタル件數ハ甚ダ多數ナリシニ拘ラズ、此開會度數ノ少カッタ委員會ニ於テ全部審査終了致シマシタルコトハ、委員長ノ感謝措ク能ハザル所デアリマス、之ヲ以テ報告ヲ終リマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 只今ノ委員長ノ報告ニ係ル各請願ハ、委員長報告ノ通り採擇スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、請願ハ總テ委員長報告通り採擇スルニ決シマシタ

日程第二乃至第五ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第二乃至第五ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス

第二 産業組合中央金庫法中改正法律案(山谷義治君外十四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 産業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 産業組合中央金庫法中改正法律案(由谷義治君外十四名提出)

一 産業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「産業組合中央金庫法中改正法律案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 西村丹治郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

産業組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第十三條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第二號ヲ第三號ニ改メ以下順次繰下ク

二 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ニ對シ擔保ヲ徵セスシテ三十

簡年以内ノ年賦償還貸付ヲ爲スコト但シ其ノ金額ハ拂込出資金及產業債券發行額ノ二分ノ一ヲ超エサルモノトス

同條ニ左ノ二號ヲ加フ

六 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ有價證券ノ保護預リヲ爲スコト

七 所屬産業組合聯合會又ハ所屬産業組合ノ爲ニ有價證券ノ委託賣買ヲ爲スコト

第十四條中「第一號及第二號」ヲ「第一號乃至第三號」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四 農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 西村丹治郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

○議長(藤澤幾之輔君) 日程第二、第三ノ委員長報告ハ、兩案ヲ併合シテ一案トナシ、修正議決シタルモノニテ、日程第四、第五

ノ委員長報告ハ何レモ可決デアリマス、四
案ノ第二議會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、第二議會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ四案ノ第二議會ヲ
開キ、第三議會ヲ省略シテ、委員長報告ノ
通り可決セラレンコトヲ望ミマス
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、直チニ四案ノ第二議會ヲ開キマス

産業組合中央金庫法中改正法律案(由
谷義治君外十四名提出)
第二議會(確定議)

産業組合中央金庫法中改正法律案(岸
田正記君外二名提出)
第二議會(確定議)

農會法中改正法律案 第二議會(確定議)
耕地整理法中改正法律案 第二議會(確定議)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、四案トモ委員長報告通り可決
確定致シマシタ(拍手)

日程第六及び第七ハ同一委員ニ付託シタ
ル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異
議アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、日程第六及び第七ヲ一括シテ第一議
會ノ續ヲ開キマス

第六 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ
關スル法律案(東武君外二名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

第七 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ
關スル法律案(鶴澤宇八君外二名提
出)
第一議會ノ續(委員長報告)

報告書
一 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル
法律案(東武君外二名提出)

一 樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル
法律案(鶴澤宇八君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「樺
太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル法律
案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決
致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 末松偕一郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿
【別紙】
樺太ニ衆議院議員選舉法ヲ施行ス
選舉區及選舉スヘキ議員ノ數左ノ如シ
議員數

附則
本法施行期日並施行ニ關スル規定ハ勅令
ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(藤澤幾之輔君) 委員長報告ハ兩案
ヲ併合シテ一案トナシ、修正議決シタルモ
ノデアリマス、兩案ノ第二議會ヲ開クニ御
異議アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、第二議會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ兩案ノ第二議會ヲ
開キ、第三議會ヲ省略シテ、委員長報告ノ
通り可決セラレンコトヲ望ミマス
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、直チニ兩案ノ第二議會ヲ開キマス

樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル
法律案(東武君外二名提出)
第二議會(確定議)

樺太ニ衆議院議員選舉法施行ニ關スル
法律案(鶴澤宇八君外二名提出)
第二議會(確定議)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、兩案トモ委員長報告通り可決
確定致シマシタ(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、兩案トモ委員長報告通り可決
確定致シマシタ(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、兩案トモ委員長報告通り可決
確定致シマシタ(拍手)

日程第八、六大都市ニ關スル法律案ノ第
一議會ノ續ヲ開キマス

第八 六大都市ニ關スル法律案(森田
茂君外十八名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

報告書
一 六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外
十八名提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ
ト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 廣瀬 德藏

衆議院議長藤澤幾之輔殿
【別紙】
六大都市ニ關スル法律案中左ノ通修正ス
第二條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ東京市ハ現在東京府ノ區域ヲ以テ
其ノ區域トス

少數者意見書
一 六大都市ニ關スル法律案(森田茂君外
十八名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト認ムル
ニ依リ少數者意見書及提出候也
昭和六年三月二十四日
委員長少數意見者
三宅 馨

○議長(藤澤幾之輔君) 本案ニ對シテハ三
宅馨君外二名カラ少數意見書提出セラレテ
居リマス、其意見ハ可決スベシト云フノデ
アリマス、本案ノ第二議會ヲ開クニ御異議
アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ本案ノ第二議會ヲ開クニ決シマ
シタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二議會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九乃至第十六ヲ一括シテ
第一議會ノ續ヲ開キマス

第九 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(庄吉太郎君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

第十 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九乃至第十六ヲ一括シテ
第一議會ノ續ヲ開キマス

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第二議會ヲ開キマス

六大都市ニ關スル法律案 第二議會
○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ採決ニ入リ
マス、委員長報告ニ付テ採決致シマス、委
員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
【贊成者 起立】

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマ
ス、仍テ委員長報告ハ可決セラレマシタ、
隨テ少數意見ハ採決ヲ要セザルコトニナリ
マシタ、是ニテ本案ノ第二議會ハ終リマシ
タ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第三議會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ本案ノ第三議會ヲ開キマ
ス

六大都市ニ關スル法律案 第三議會
○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、本案ハ第二議會議決ノ通り可
決確定致シマシタ

日程第九乃至第十六ハ同一委員ニ付託シ
タル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御
異議アリマセヌカ
【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九乃至第十六ヲ一括シテ
第一議會ノ續ヲ開キマス

第九 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(庄吉太郎君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

第十 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九乃至第十六ヲ一括シテ
第一議會ノ續ヲ開キマス

第九 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(庄吉太郎君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

第十 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅
免除ニ關スル法律案(鶴澤宇八君外
五名提出)
第一議會ノ續(委員長報告)

報告書

一 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(庄澤太郎君外五名提出)
一 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(鵜澤宇八君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

地方鐵道法ニ依ル鐵道又ハ軌道法ニ依ル軌道ノ線路及車輛ニ對シテハ地方稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

附則

本法ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行前既ニ賦課シタル地方稅ニ付テハ尙從前ノ例ニ依ル

第十一 河川法中改正法律案(山枅儀重君外五名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 河川法中改正法律案(山枅儀重君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

第十二 古物商取締法中改正法律案(石原善三郎君外二名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 古物商取締法中改正法律案(石原善三郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

第十三 大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金等ニ關スル件)(安藤正純君外三十八名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一大正十五年法律第五十二號法中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金等ニ關スル件)(安藤正純君外三十八名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

第十四 震災ニ因ル土地區劃整理施行地區内ノ假建築著手期限變更ニ關スル法律案(戸井嘉作君外三十八名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 震災ニ因ル土地區劃整理施行地區内ノ假建築著手期限變更ニ關スル法律案(戸井嘉作君外三十八名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 產師法案(土屋清三郎君外十二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

第十五 產師法案(土屋清三郎君外十二名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 產師法案(土屋清三郎君外十二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

第十六 出版權法案(山枅儀重君外四名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 出版權法案(山枅儀重君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 鵜澤 宇八
衆議院議長藤澤幾之輔殿

○議長(藤澤幾之輔君) 第一及第二ノ委員長報告ハ、兩案ヲ合併シテ一案トナシ、修正議決シタルモノデ、第三乃至第八ノ六案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作田高太郎君 直チニ八案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、直チニ八案ノ第二讀會ヲ開キマス

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(庄澤太郎君外五名提出)
第一讀會(確定議)
地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(鵜澤宇八君外五名提出)
第二讀會(確定議)

河川法中改正法律案 第二讀會(確定議)
古物商取締法中改正法律案 第二讀會(確定議)

大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理ニ伴フ清算金等ニ關スル件) 第二讀會(確定議)

震災ニ因ル土地區劃整理施行地區内ノ假建築著手期限變更ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

產師法案 第二讀會(確定議)

出版權法案 第二讀會(確定議)
○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ、八案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

日程第十七乃至第二十二ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第十七乃至第二十二ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス

第十七 銀行法中改正法律案(堤康次郎君外十名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 銀行法中改正法律案(村田虎之助君外六名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一 銀行法中改正法律案(堤康次郎君外十名提出)
一 銀行法中改正法律案(村田虎之助君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「銀行法中改正法律案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕
銀行法中左ノ通改正ス
第四十條中「五年」ヲ「十年」ニ改ム
第四十一條中「五年」ヲ「十年」ニ改ム

第十九 保稅工場法中改正法律案(末松偕一郎君外五名提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 保稅工場法中改正法律案 (末松僧一郎君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

第二十 日本勸業銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出)

報告書

一 日本勸業銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

第二十一 日本興業銀行法中改正法律案 (鍋木忠正君外四名提出)

報告書

一 日本興業銀行法中改正法律案 (鍋木忠正君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

第二十二 農工銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出)

報告書

一 農工銀行法中改正法律案 (氏家清君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

○議長(藤澤幾之輔君) 第一及び第二ノ委員長報告ハ、兩案ヲ併合シテ一案トナシ、修正議決シタモノデ、第三乃至第六ノ四案ノ委員長報告ハ何レモ可決デアリマス、六案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ六案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、直チニ六案ノ第二讀會ヲ開キマス

銀行法中改正法律案 (堤康次郎君外十名提出)

銀行法中改正法律案 (村田虎之助君外六名提出)

保稅工場法中改正法律案

日本勸業銀行法中改正法律案

日本興業銀行法中改正法律案

農工銀行法中改正法律案

○議長(藤澤幾之輔君) 別ニ御發議ガアリマセヌカラ、六案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ (拍手)

日程第二十三乃至第四十七ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、第二十三乃至第四十七ヲ一括シテ議題ト致シマス

第二十三 朝鮮統治ノ經綸ニ關スル建議案 (多木久米次郎君提出)

第二十四 會社及組合ノ會計検査ニ關スル建議案 (栗原彦三郎君外三名提出)

第二十五 十和田湖ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案 (山内亮君外二名提出)

第二十六 日光ヲ國立公園ニ指定ニ關スル建議案 (高橋元四郎君提出)

第二十七 立山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案 (高見之通君外一名提出)

第二十八 平泉ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案 (小野寺章君外一名提出)

第二十九 磐梯山ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案 (林平馬君提出)

第三十 石槌山ヲ中心トスル瀨戸内海國立公園設定ニ關スル建議案 (松田喜三郎君外三名提出)

第三十一 八戸港重要港灣指定ニ關スル建議案 (山内亮君外二名提出)

第三十二 酒田港築港ニ關スル建議案 (清水徳太郎君外一名提出)

第三十三 三津濱港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案 (松田喜三郎君外三名提出)

第三十四 宇和島港第二種重要港灣指定ニ關スル建議案 (村松恒一郎君外一名提出)

第三十五 五箇瀬川竝大瀬川改修ニ關スル建議案 (佐藤重遠君提出)

第三十六 一ノ瀬川竝小丸川治水ニ關スル建議案 (佐藤重遠君提出)

第三十七 球磨川改修ニ關スル建議案 (中山貞雄君外一名提出)

第三十八 吉井川改修ニ關スル建議案 (清水長郷君提出)

第三十九 能代河口修築ニ關スル建議案 (信太儀右衛門君提出)

第四十 北海道河川治水工事促進ニ關スル建議案 (小池仁郎君外九名提出)

第四十一 北上川河口改修促進ニ關スル建議案 (星廉平君外一名提出)

第四十二 北上川河口改修促進ニ關スル建議案 (長谷川陸郎君外二名提出)

第四十三 治水計畫ニ關スル建議案 (八並武治君外三名提出)

第四十四 小矢部川改修ニ關スル建議案 (山田毅一君外一名提出)

第四十五 北海道土功組合救済ニ關スル建議案 (小池仁郎君外九名提出)

第四十六 草野次郎經永ノ慰靈ニ關スル建議案 (岡野龍一君外四名提出)

第四十七 別格官幣社菊池神社營繕ニ關スル建議案 (平山岩彦君外三名提出)

〔建議案及理由書ハ追テ別冊ニ掲載ス〕

○作田高太郎君 二十五案ヲ一括シテ山下谷次君外一名提出、恩給法中改正法律案外十五件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

日程第四十八乃至七十一ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第四十八乃至七十一ヲ一括シテ議題ト致シマス

第四十八 田島新藤原開闢國營自動車運輸開始ニ關スル建議案 (高橋元四郎君外一名提出)

第四十九 日足鐵道速成ニ關スル建議案 (高橋元四郎君提出)

第五十 長岡鐵道國有移管ニ關スル建議案 (野澤卯市君外三名提出)

第五十一 奥材本線大瀧驛新設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)

第五十二 近永宇和島間鐵道速成ニ關スル建議案(清家吉次郎君外二名提出)

第五十三 松山八幡濱間鐵道速成ニ關スル建議案(高山長幸君外二名提出)

第五十四 鶴岡高松間鐵道敷設ニ關スル建議案(佐藤啓君外二名提出)

第五十五 柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第五十六 雪國地帯ノ鐵道敷設速成ニ關スル建議案(八田宗吉君提出)

第五十七 松山八幡濱間鐵道速成ニ關スル建議案(村上紋四郎君外五名提出)

第五十八 酒田真室川間鐵道敷設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)

第五十九 岩見澤停車場改築ニ關スル建議案(岡田春夫君提出)

第六十 天草縱貫國營自動車運輸開始ニ關スル建議案(宮崎高四君外三名提出)

第六十一 能代船川間鐵道敷設ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)

第六十二 仙山線川崎驛新設ニ關スル建議案(長谷川隆郎君提出)

第六十三 一日市ヨリ阿仁合線ニ接續スル鐵道敷設ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)

第六十四 石炭鐵道運賃低下ニ關スル建議案(大島要三君外六名提出)

第六十五 日暮里土浦間鐵道電化促進ニ關スル建議案(原脩次郎君外四名提出)

第六十六 氷見羽咋間鐵道速成ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)

第六十七 城端美濃太田間鐵道敷設ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)

第六十八 高岡市ニ鐵道局設置ニ關スル建議案(土倉宗明君外一名提出)

第六十九 豐肥線急行列車運轉並ニ「スヰツバツク」改造ニ關スル建議案(小山令之君外六名提出)

第七十 大間室蘭間貨車航送ニ關スル建議案(手代木隆吉君外二名提出)

第七十一 東北本線川口町驛廢除間ニ電車停車場設置ニ關スル建議案(定塚門次郎君外一名提出)

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

日程第七十二乃至第九十八ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第七十二乃至第九十八ヲ一括シテ議題ト致シマス

第七十二 那覇鹿兒島間那覇大阪間及那覇基隆間航路國營ニ關スル建議案(當眞嗣合君外四名提出)

第七十三 航空審議會開設ニ關スル建議案(永田良吉君提出)

第七十四 富高町ニ海軍飛行隊設置ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)

第七十五 帶廣町ニ第七師團步兵一箇聯隊設置ニ關スル建議案(小池仁郎君提出)

第七十六 陸軍航空隊擴張ニ關スル建議案(永田良吉君提出)

第七十七 徵兵優遇ニ關スル建議案(多木久次郎君外一名提出)

第七十八 官吏減俸ニ關スル建議案(松本忠雄君外十八名提出)

第七十九 恩給法中在職年通算ニ關スル建議案(服部教一君提出)

第八十 衛生省設置ニ關スル建議案(野方次郎君外三名提出)

第八十一 衛生省設置ニ關スル建議案(土屋清三郎君外六名提出)

第八十二 氏名ノ表示ニ關スル建議案(池田敬八君外二名提出)

第八十三 高千穂區裁判所事務停止豫定取消ニ關スル建議案(佐藤重遠君提出)

第八十四 司法保護事業獎勵ニ關スル建議案(高橋秀臣君提出)

第八十五 京都帝國大學ニ經濟學研究所設置ニ關スル建議案(磯部清吉君外四名提出)

第八十六 岡山市ニ中國帝國大學設置ニ關スル建議案(清水長郷君提出)

第八十七 日本の古典教育ノ振興並普及ニ關スル建議案(木下成太郎君外二名提出)

第八十八 農業教育振興ニ關スル建議案(小山令之君外三名提出)

第八十九 官行製炭廢止ニ關スル建議案(氏家清君外一名提出)

第九十 國立種羊場設置ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)

第九十一 岩館及北浦漁港修築ニ關スル建議案(信太儀右衛門君提出)

第九十二 北海道漁港修築並船入潤築設ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)

第九十三 國有林野ノ一部ヲ其ノ地元町村ニ拂下又ハ利用ニ關スル建議案(氏家清君外十一名提出)

第九十四 北海道馬蹄薯澱粉粕ニ對スル助長獎勵ニ關スル建議案(淺川浩君外九名提出)

第九十五 北海道甜菜糖業助長獎勵ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)

第九十六 亞細亞聯盟促進ニ關スル建議案(小山令之君外一名提出)

第九十七 小樽港ニ港務部設置ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)

第九十八 故石黑翁農事功績表彰方ニ關スル建議案(多木久次郎君提出)

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

日程第九十九乃至第百二ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第九十九乃至第百二ヲ一括シテ議題ト致シマス

第九十九 鹿兒島縣大島郡島ニ通スル航海補助費増額ニ關スル建議案(久留義郷君提出)

第一百 全國ニ速達郵便制實施ニ關スル建議案(石原善三郎君提出)

第一百一 稚内港ヲ起點トスル利尻禮文兩島ニ連絡航路開始ニ關スル建議案(淺川浩君提出)

第一百二 北海道金田岬暗礁ニ航路標識設置ニ關スル建議案(淺川浩君提出)

報告書

一 鹿兒島縣大島郡島ニ通スル航海補助費増額ニ關スル建議案(久留義郷君提出)

二 鹿兒島縣大島郡島ニ通スル航海補助費増額ニ關スル建議案(久留義郷君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 菊池 良一

衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一全國ニ速達郵便制實施ニ關スル建議案(石原善三郎君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 菊池 良一

衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一稚内港ヲ起點トスル利尻禮文兩島ニ連絡航路開始ニ關スル建議案(淺川浩君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 菊池 良一

衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一北海道金田岬暗礁ニ航路標識設置ニ關スル建議案(淺川浩君提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 菊池 良一

衆議院議長藤澤幾之輔殿

○議長(藤澤幾之輔君) 四案ヲ一括シテ採決ヲ致シマス、四案ノ委員長報告ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマス、四案ハ何レモ委員長報告通り可決致サレマシタ

日程第三三ノ議題ト致シマス

第三百三 發明獎勵ニ關スル建議案(竹内友治郎君外二名提出) (委員長報告)

報告書

一發明獎勵ニ關スル建議案(竹内友治郎君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 小野 重行

衆議院議長藤澤幾之輔殿

○議長(藤澤幾之輔君) 採決ヲ致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數、本案ハ委員長報告通り可決セラレマシタ

日程第四百乃至第四百六十七ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第四百乃至第四百六十七ヲ一括シテ議題ト致シマス

第四百 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百五 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百六 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百七 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百八 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百九 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百十 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百十一 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百十二 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百十三 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百十四 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出) (委員長報告)

第四百十五 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(山本實彦君提出) (委員長報告)

第四百十六 京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(西村金三郎君外四名提出) (委員長報告)

第四百十七 京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案(鷲野米太郎君提出) (委員長報告)

第四百十八 木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案(東郷實君外十一名提出) (委員長報告)

第四百十九 木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出) (委員長報告)

第四百二十 吉松八代間鐵道電化並急行列車運行ニ關スル建議案(崎山武夫君外四名提出) (委員長報告)

第四百二十一 伊佐鐵道工事速進ニ關スル建議案(古賀政一君外四名提出) (委員長報告)

第四百二十二 佐世保伊萬里間鐵道速成ニ關スル建議案(佐保畢雄君外三名提出) (委員長報告)

第四百二十三 大分港臨港線敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外二名提出) (委員長報告)

第四百二十四 宇品高濱間鐵道連絡航路開設ニ關スル建議案(藤田若水君外三名提出) (委員長報告)

第四百二十五 日光上野間特別急行列車運轉ニ關スル建議案(船田中君提出) (委員長報告)

第四百二十六 日光足尾間及足尾鹿沼間鐵道敷設ニ關スル建議案(船田中君外一名提出) (委員長報告)

第四百二十七 小倉港ニ關テ連絡船寄港ニ關スル建議案(坂井大輔君提出) (委員長報告)

第四百二十八 伊豫北條驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(松田喜三郎君外四名提出) (委員長報告)

第四百二十九 内海志布志間鐵道敷設速成並停車場等設置ニ關スル建議案(東郷實君外三名提出) (委員長報告)

第四百三十 志布志古江間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(永田良吉君外三名提出) (委員長報告)

第四百三十一 松山佐川間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出) (委員長報告)

第四百三十二 高松松山間夜行列車運轉開始ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出) (委員長報告)

第四百三十三 羽犬塚竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案(樋口典常君外二名提出) (委員長報告)

第四百三十四 八代吉松間鐵道電化速進ニ關スル建議案(深水清君外三名提出) (委員長報告)

第四百三十五 常總鐵道買收ニ關スル建議案(飯村五郎君提出) (委員長報告)

第四百三十六 大垣ヨリ大野ヲ經テ金澤ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出) (委員長報告)

第三百三十七 上野福井間急行列車運行ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)

第三百三十八 米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)

第三百三十九 小濱奥名田間鐵道敷設ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)

第三百四十 越美線速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)

第三百四十一 三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(水上齊之助君外一名提出)

第三百四十二 大船渡若柳間ヲ自動車交通網ニ編入ニ關スル建議案(水上齊之助君外一名提出)

第三百四十三 津幡金澤間復線工事速成ニ關スル建議案(戸部良祐君外二名提出)

第三百四十四 陸前岩沼驛松島驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)

第三百四十五 尾道今治間鐵道連絡航路開設ニ關スル建議案(村上紋四郎君外二名提出)

第三百四十六 二見港三田驛間鐵道敷設ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)

第三百四十七 廣島濱田間鐵道速成ニ關スル建議案(荒川五郎君外八名提出)

第三百四十八 指宿線竣成年度線上ニ關スル建議案(井上知治君外二名提出)

第三百四十九 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(木下成太郎君外六名提出)

第五百十 鐵道敷設法中改正ニ關スル建議案(小池仁郎君外三名提出)

第五百一 栃尾鐵道國有移管ニ關スル建議案(加藤知正君外三名提出)

第五百一 長良川河畔ニホテル建設ニ關スル建議案(大野伴陸君提出)

第五百一 川俣浪江間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(大島要三君外五名提出)

第五百一 福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(大島要三君外五名提出)

第五百一 上野我孫子間電車速成ニ關スル建議案(川島正次郎君外一名提出)

第五百一 大宮小山間鐵道電化速成ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外六名提出)

第五百一 守實日田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)

第五百一 湊町天王寺間鐵道電化促進ニ關スル建議案(竹田儀一君外四名提出)

第五百一 臼三鐵道速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)

第五百一 森宮原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外四名提出)

第五百一 鐵道小運送制度改善ニ關スル建議案(橋部荒熊君外五名提出)

第五百一 澁川長野原間鐵道速成ニ關スル建議案(木村三郎君提出)

第六百六十三 豐岡島取間鐵道電化速成ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)

第六百六十四 伯備線經由大社大坂間直通列車運轉ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)

第六百六十五 日豐本線急行列車運轉ヲ吉松驛迄延長ニ關スル建議案(三浦虎雄君外三名提出)

第六百六十六 鮮魚輸送指定列車ノ割増運賃廢止ニ關スル建議案(岡野龍一君外一名提出)

第六百六十七 鹿兒島本線二日市驛久大線大石驛間鐵道敷設ニ關スル建議案(河波荒次郎君外二名提出)

報告書

一出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)

一出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(山本實彦君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日 委員長 神部 爲藏

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議

本鐵道ハ鹿兒島本線出水驛ヨリ大川線宮之城驛ニ至ル出水郡薩摩郡ヲ橫斷スル最重要ナル線路ニシテ産業交通軍事上ヨリ見テ之カ敷設ノ最緊急ヲ要スルモノト信ス依テ政府ハ速ニ本鐵道ヲ敷設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)

一阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(山本實彦君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日 委員長 神部 爲藏

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議

鹿兒島縣出水郡阿久根町ハ鹿兒島本線ニ沿ヒ西薩地方唯一ノ商港タリ而シテ同地ハ海產物、農產物、林產物ノ集散地トシテ其ノ取引範圍廣ク海陸交通上ノ要衝トシテ又名勝地、遊樂地、溫泉地トシテ人士ノ往來繁ク且郵便取扱地トシテ海上諸島トノ交渉密接ナルカ故ニ阿久根驛ハ鹿兒島本線中樞要ナル驛ナリ依テ阿久根驛ニ急行列車ヲ停車セシメラレムコトヲ望ム

右建議ス

報告書

一牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君外二名提出)

一牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(山本實彦君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日 委員長 神部 爲藏

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議

鹿兒島本線牛ノ濱西方兩驛間ハ七軒四分ニシテ其ノ間停車場ノ設置ナキ爲沿線地

方ニ於ケル交通上、竝物資集散上不利不便甚大ナリ依テ其ノ中間タル人口千三百ノ一、大部落タル阿久根町宇大川附近ニ停車場ヲ設置セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一大川線竣成年度線上ニ關スル建議案
(崎山武夫君外二名提出)

一大川線竣成年度線上ニ關スル建議案
(山本實彦君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「大川線竣成年度線上ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

【別紙】

大川線竣成年度線上ニ關スル建議案

本鐵道ハ沿線極メテ物資豐富ニシテ殊ニ農産物林産物ノ夥多ナルコト稀ニ見ル地方ナルモ此ノ資源ノ搬出ハ交通機關不備ノ爲頗ル不利ノ狀況ニアリ又交通系統ヨリスルモ伊佐薩摩兩郡ヲ連絡スル最必要ナル線路ニシテ此ノ線路ノ完成ハ實ニ此等ノ要素ヲ完全ニシテ經濟交通文化ノ發展ヲ招來スルコト勿論ナルノミナラス軍事上ヨリ見ルモ緊急ナル線路ナリ然ルニ本鐵道ハ豫算二百三十五萬五千圓其ノ完成年度ヲ昭和八年度ト決定サレタルモノヲ昭和十年度ニ繰延サルルヤニ聞ク斯クテハ地方富源ノ開發交通機關ノ完備文化ノ發達ヲ阻害スルコト甚大ナルモノアリ依テ政府ハ既定年度タル昭和八年度ニ竣成セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案
(崎山武夫君外二名提出)

一菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案
(山本實彦君提出)
右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

委員長 神部 爲藏

【別紙】

菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案

鹿兒島縣山野線菱刈薩摩大口兩驛間ハ七糎三分ニシテ其ノ間停車場ノ設置ナキ爲沿線地方ニ於ケル交通上、竝物資集散上不利不便甚大ナリ仍テ政府ハ速ニ兩驛ノ中間菱刈村字下手田子附近ニ停車場ヲ設置セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案
(崎山武夫君外二名提出)

一出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案
(山本實彦君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

【別紙】

出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案

本線ハ鹿兒島本線出水驛ヨリ出水郡大川内村ヲ經テ山野線薩摩大口驛ニ至ル南九州橫斷ノ重要線路ニシテ産業交通並軍事上ヨリ見テ之カ敷設ハ最緊急ヲ要スルモノト信ス仍テ政府ハ速ニ本鐵道ヲ敷設セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案
(西村金三郎君外四名提出)
一京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案
(鷲野米太郎君提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

委員長 神部 爲藏

【別紙】

京都市内貫通國有鐵道高架改築ニ關スル建議案

京都市内ヲ縱橫ニ貫通スル東海道線及山陰線ヲ速ニ高架線ニ改築セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案
(東郷實君外十一名提出)

一木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案
(池田敬八君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

【別紙】

木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案

政府ハ曩ニ鐵道貨物運輸賃率ノ引下改正ヲ行ヒタルモ木材類ハ却テ引上ノ結果ヲ來シタルヲ以テ一般經濟界不況及木材價格暴落ニ際シ愈運賃負擔ノ過重ニ苦シメリ加之輸移入材ノ船賃ハ極度ニ低落シタルニ反シ邦產材ハ鐵道運賃ノ負擔過重ナル爲出材困難トナリ政府ノ唱道セル國產材愛用ハ徹底セス
仍テ政府ハ廣ク一般木材類ニ互リ十分ナル運賃ノ輕減ヲ斷行セラレムコトヲ望ム
右建議ス

報告書

一吉松八代間鐵道電化並急行列車運行ニ關スル建議案
(崎山武夫君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一伊佐鐵道工事速進ニ關スル建議案
(賀政一君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一佐世保伊萬里間鐵道速成ニ關スル建議案
(佐保畢雄君外三名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一大分港臨港線敷設速成ニ關スル建議案
(長野綱良君外二名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一宇品高濱間鐵道連絡航路開設ニ關スル建議案(藤田若水君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一日光上野間特別急行列車運轉ニ關スル建議案(船田中君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一日光足尾間及足尾鹿沼間鐵道敷設ニ關スル建議案(船田中君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一小倉港ニ關釜連絡船寄港ニ關スル建議案(坂井大輔君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一伊豫北條驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(松田喜三郎君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

委員長 神部 爲藏

衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一内海志布志間鐵道敷設速成並停車場等設置ニ關スル建議案(東郷實君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一志布志古江間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(永田良吉君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一松山佐川間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一高松松山間夜行列車運轉開始ニ關スル建議案(武知勇記君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一羽太塚竹田間鐵道敷設ニ關スル建議案(樋口典常君外一名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一八代吉松間鐵道電化速進ニ關スル建議案(深水清君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一常總鐵道買収ニ關スル建議案(飯村五郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一大垣ヨリ大野ヲ經テ金澤ニ至ル鐵道速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一上野福井間急行列車運行ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一米原今庄間鐵道電化速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一小濱與名田間鐵道敷設ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一越美線速成ニ關スル建議案(猪野毛利榮君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一三陸沿岸鐵道速成ニ關スル建議案(水上齊之助君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一大船渡若柳間ヲ自動車交通網ニ編入ニ關スル建議案(水上齊之助君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 津幡金澤間復線工事速成ニ關スル建議案(戸部良祐君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 陸前岩沼驛松島驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

尾道今治間鐵道連絡航路開設ニ關スル建議案(村上紋四郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 二見港三田驛間鐵道敷設ニ關スル建議案(多木久米次郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 廣島濱田間鐵道速成ニ關スル建議案(荒川五郎君外八名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一指宿線竣成年度線上ニ關スル建議案(井上知治君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案(本下成太郎君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 鐵道敷設法中改正ニ關スル建議案(小池仁郎君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 栃尾鐵道國有移管ニ關スル建議案(加藤知正君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 長良川河畔ニホテル建設ニ關スル建議案(大野伴陸君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 川俣浪江間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(大島要三君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 福島猪苗代間鐵道敷設ニ關スル建議案(大島要三君外五名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 上野我孫子間電車速成ニ關スル建議案(川島正次郎君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 大宮小山間鐵道電化速成ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外六名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 守實日田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 湊町天王寺間鐵道電化促進ニ關スル建議案(竹田儀一君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 臼三鐵道速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 森宮原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月二十四日

委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一 鐵道小運送制度改善ニ關スル建議案(柳部完熊君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 澁川長野間鐵道速成ニ關スル建議案(木檜三四郎君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 豐岡島取間鐵道電化成成ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 伯備線經由大社大阪間直通列車運轉ニ關スル建議案(佐藤喜八郎君外九名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 日豐本線急行列車運轉ヲ吉松驛迄延長ニ關スル建議案(三浦虎雄君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 鮮魚輸送指定列車ノ割増運賃廢止ニ關スル建議案(岡野龍一君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 鹿兒島本線二日市驛久大線大石驛間鐵道敷設ニ關スル建議案(河波荒次郎君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 神部 爲藏
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書
一 議長(藤澤幾之輔君) 右六十四案ヲ一括シテ採決致シマス、六十四條ノ委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
(贊成者 起立)
○議長(藤澤幾之輔君) 起立者多數、六十四案ハ何レモ委員長報告通り可決セラレマシタリ程第百六十八乃至百七十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第百六十八乃至百七十八ハ一括シテ議題ト致シマス

報告書
一 議長(藤澤幾之輔君) 起立者多數、六十四案ハ何レモ委員長報告通り可決セラレマシタリ程第百六十八乃至百七十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第百六十八乃至百七十八ハ一括シテ議題ト致シマス

報告書
一 議長(藤澤幾之輔君) 起立者多數、六十四案ハ何レモ委員長報告通り可決セラレマシタリ程第百六十八乃至百七十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第百六十八乃至百七十八ハ一括シテ議題ト致シマス

報告書
一 議長(藤澤幾之輔君) 起立者多數、六十四案ハ何レモ委員長報告通り可決セラレマシタリ程第百六十八乃至百七十八ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、日程第百六十八乃至百七十八ハ一括シテ議題ト致シマス

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書
一 獨逸賠償金ヲ以テ本邦海運業發展費ノ充當ニ關スル建議案(若宮貞夫君提出)
第百七十二 酒官營ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
(委員長報告)
第百七十三 高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
(委員長報告)

報告書

一酒官當ニ關スル建議案(志賀和多利君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一高松開港ニ關スル建議案(戸澤民十郎君外四名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一低利資金融通條件緩和ニ關スル建議案(大野伴睦君提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一織物消費稅法中麻織物ニ對スル免稅ニ關スル建議案(戸部良祐君外一名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一鹿兒島縣ニ國立煙草試驗場設置ニ關スル建議案(春島東四郎君外二名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一協力高ニ對スル公債證書給與法制定ニ關スル建議案(寺田正君外七名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

報告書

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

一戰時ノ財界混亂並不當利得防止ニ關スル建議案(服部敦一君外三名提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和六年三月二十四日
委員長 永田善三郎
衆議院議長藤澤幾之輔殿

校教授要目ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員今堀辰三郎君提出醫師藥劑師ノ業務ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員東郷實君提出比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員土屋清三郎君提出樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員井上知治君提出政府受託預金ノ不當管理ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員砂田重政君提出日「ソ」漁業條約ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員永島彦一郎君提出振替貯金ニ依ル集金郵便ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員原夫次郎君提出鐵道行政ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員西岡竹次郎君提出怪死事件ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員武藤山治君提出南滿洲鐵道株式會社政府配當金見積ニ關スル質問ニ對スル答辯書
衆議院議員多木久次郎君提出官權濫用ニ關スル再質問ニ對スル答辯書
衆議院議員佐藤重遠君提出宮崎縣會ノ意見書議決取消ニ關スル質問ニ對スル答辯書
(以上三月二十四日受領)

思想教育問題ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月十六日
提出者 木下成太郎
思想教育問題ニ關スル質問主意書
思想問題ノ等閑ニ付スベカラサルコトハ論ヲ俟タヌ。故ニ爲政家トシテハ何レノ内閣タルト又何レノ大臣タルト問ハズ常ニ思想ノ情態、之レガ對策ニ關シテハ慎重細心ノ留意ヲ拂フベキデアル
教育問題亦然リデアル。今現政府ノ採レ

ル政治ノ大局、其ノ施設ノ方法ヲ觀ルニ吾人ノ所信ト大ナル相違ヲ見ルコトハ邦家ノ爲痛心ニ堪ヘヌ所デアルガ、特ニ思想教育問題ニ關シテ茲ニ一言セント欲スルモノデアル
若シ夫レ統帥權問題ト思想、不景氣問題失業問題ト思想、婦人問題ト思想等ノ關係ニ至テハ到底短時日ヲ以テ所信ヲ述ブルヲ得ザルヲ遺憾トスルモ今主トシテ内務大臣及文部大臣所管事項ニ關シテ四、五ノ質問ヲ試ミント欲スルモノデア

一 政府ハ國家生活及國民生活ノ指導精神並原理ヲ何レニ置イテ居ルカ。先ヅ第一ニ此ノ根本論ニ就イテ所見ヲ問フ
二 一般的情勢
共產主義運動團體ノ主體ハ日本共產黨ナルコトハ屢次ノ治安維持法違反事件ニ徴シテ之ヲ確認シ得ルノデアルガ其ノ第一外廓團體ハ労働組合全國協議會(略稱全協)ニシテ其ノ政治的の代表團體ハ労働黨消滅派デアル而シテ第二外廓團體ハ全國農民組合(此ノ團體ハハ全國大衆黨系加入シアルモ主力ハ労働黨消滅派ナリ)デアル
是等ノ共產黨系ハ全國大衆黨所屬労働組合、社會民衆黨系労働組合内ニ潛入シ「フラクション」ヲ作り之等ガ労働組合ノ勃發セル場合其ノ爭議ヲ惡性化スルニ努力シツツアルノデアル。即チ彼等ハ經濟的問題ヲ強ヒテ思想的政治的の方面ノ問題ニ轉廻シテ其ノ主義ノ擴張宣傳ニ資セントスルノ情勢ニアルノデア

三 労働運動
以上ノ事項ヲ今更ニ分解シテ見ルニ昭和五年ニ於テハ未曾有ノ爭議數ヲ示シ

九七九

衆議院議事速記第三十四號 木材關稅引上改正ニ關スル建議案外十件(委員長報告)

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議長藤澤幾之輔殿

タルモ此ノ爭議ハ全協系ヨリハ大衆社民兩系ニ指導セラレタルモノ多キ様ニ思フ

然ルニ大日本紡績、東洋モス、富士紡川崎工場等ノ大爭議ガ著シク「テロ」化セラルコトハ新聞紙等ノ報導セルガ如クデアルガ、最近ハ社民系ノ選友同志會ガ全國ノ郵便局ニ爭議ヲ起サントシテ其ノ策動ノ甚ダ暴力化セルコトノ顯著ナル事實ガアル

コハ是等ノ團體内ニ全協系ガ潛入策動シ若シハ全協系ニ引キ摺ラレテ激化セルモノト見ルベキデアツテ其ノ指導原理ハ全協系ニ同ジク「マルクス」主義ニシテ唯現實主義ヲ標榜セルニ過ギナイガ總テハ同方向ニ合流スルモノト推定セラレベキデアル

當局ハ之ニ對シ十分ノ取締ヲ爲セリヤ又調停ニ當ツテ官憲ハ常ニ勞働運動者ニ有利ナル解決ヲ爲ス傾キアリ。例ヘバ洋モス、富士紡等ノ解決ニ當リテ爭議費用、同情金ナリトシテ金一封ヲ企業者側ヨリ支出セシメシガ如ク聞クガ當局ノ所見如何

四 農民運動

地方農民ヲ階級闘争化セシメツツアル團體ハ農民總同盟及全國農民組合（略稱全農）デアル。而シテ地方的ニ此ノ階級闘争團體ハ小作人ノ組合トシテ結成セラレツツアリ。此ノ農民團體ノ主勢力ヲ爲スモノハ全國農民組合デアル。其ノ會長ハ大衆黨ナルモ幹部ノ大多數ハ勞農黨解消派ニシテ即チ共產系デアル。而シテ全農ノ活躍ハ數年前ニ於テハ關西地方（大阪、京都、岡山、香川等）デアツタガ最近ハ東北地方（秋田、福島、新潟等）ニ於テ盛デアリ而モ小作爭議ノ方法ハ狂暴的ヨリ陰險狡猾化セル如ク見ユルガ當局ハ之ニ對シ如何ナル所見ナリヤ又如何ナル對策ヲ講

五 藝術運動

共産系ノ藝術運動團體ハ全日本無產者藝術團體協會（略稱ナツプ）デアアル。其ノ機關誌ハ「ナツプ」デアアル。政府ハ之ニ對シテ毎月發賣禁止ヲ命ゼルモ常ニ其ノ時機ヲ失シ配布後ニ於テ之ヲ禁止スルヲ以テ却ツテ彼等ノ宣傳ニ逆用セラレ其ノ氣勢ヲ添フルガ如キ滑稽ナル狀態ヲ示シツツアル如クデアアルガ當局ハ之ヲ何ト觀ルカ或ハ彼等左傾文藝家ハ流行ノ新聞紙雜誌等ニ論說創作等ヲ掲載セシメテ文藝上ヨリ巧ミニ主義ノ宣傳ヲ爲シ、又演劇、映畫等ニ浸入シテ縱橫無盡ニ其ノ辣腕ヲ振ヒツツアルモ當局ノ是等ニ對スル取締方針ハ頗ル緩慢ノ様ニ思フ所見如何

六 學校運動問題

近來高等學校、大學等ニ於テ頻頻トシテ學校騒動ガ續發シタルコトハ世間周知ノ事實デアアル。當局ハ之ヲ何ト觀ルカ而シテ其ノ騒動ノ原因ヲ聞クニ文部及學校當局ハ常ニ赤化運動者ノ煽動ニ因ルモノトシツツアルモ、校友及學生側ノ言ニ依レバ學校ノ内容及設備ノ不完全ヲ叫ンデ居ル様デアアル。勿論左傾學生ガ社會科學聯合會ヲ組織シテ盛ニ學校ノ赤化ヲ圖リタルコトハ學生治安維持法違反事件ニ徴シテ明カデアリ、最近ニ於テハ一團體トシテノ統制ヲ失ヘルモノノ如クナルモ帝國主義反對同盟、無產青年新聞、「ナツプ」、「プロレタリア」科學研究所等ニ出入スル學生間ニ暗黙ノ結盟ヲ生ジ是等ガ主トシテ各大學、專門學校ノ辯論部ニ潛入シテ頻リニ過激ナル言論ヲ弄シ若シ學校内ニ缺陷ノ生ズルトキハ、直チニ此ノ空隙ヲ突イテ騒動ヲ誘發セシメ彼等ノ常習手段ニ訴フルノデアアルガ、此ノ空隙ヲ作ルノ罪、即チ學校ノ内容設備ノ點ニ關

シ、近來學校ノ企業化的施設ヨリ遂ニ騒動ヲ誘發セシムルノ罪ハ一面學校當局ノ教育方針若シクハ施設ニ大ナル缺陷ガアルノデハナイカ。即チ近時ノ帝大、早大、日本大、明大、女子大等ノ實例ヲ見ルモ此ノ感ヲ強ウルモノデアアル當局ノ所見如何

更ニ學校企業化ノ一反映トシテ近時各大學、中學校等ニ於テ野球ガ頗ル盛ナルコトハ果シテ慶スベキコトナリヤ否ヤハ別問題トシ、文部當局ハ抑モ之ヲ以テ體育ト思考スルヤ將又興行ト思考スルヤ、警視廳方面ニ於テハ之ヲ興行ト看做シ課稅セントスルノ意思ヲ有スルガ如キモ文部當局ハ何ト觀ルカ。吾人ノ觀ル所ニ依ルモ野球ハ既ニ體育ノ域ヲ超エテ興行化シテ居ル様デアリ、學校當局モ之ヲ以テ學校宣傳ノ一材料トシテ居ル様デアアル。此ノ點ニ關シテ文部當局ノ所見如何

七 漢字制限問題

漢字制限問題、「ローマ」字問題臨時國語調查會ニ於テ數次ニ互リ漢字制限及略字ヲ規定シ天下ニ公表シテ之ヲ國民一般ニ強セントスルガ如キ情勢ヲ示シツツアリ。其ノ謂フ所ヲ聽クニ亂雜ナル現行國語ヲ整理シ不便ナル漢字ノ使用ヲ廢止若シクハ制限スルニアルモノノ如クデアアルガ、一體當局ハ國語ノ特徵ヲ如何様ニ考ヘテ居ルカ。假名ノミガ國語ニ非ズ漢文モ亦國語ノ一種デアアル。我が國語ノ一特異性ハ漢字ト兩様ノ假名文字トヲ織リ交ゼテ、其處ニ自由ナル思想ノ發表形態ヲ取り得ル所ニアル。若シ便利主義劃一主義ノ立場ヨリ謂ヘバ平假名、片假名ノ一方ハ廢止セラレベキデアリ、又各人ノ文章、思想若シクハ智能ヲ一定制限スベキ必要ヲ生ゼカ、然ラザル限り、如何ニ文字ノミヲ制限シ整理スルモ結局ハ徒勞ニ終リ、却ツテ煩雜ヲ招キ後世ノ譏ヲ

免レヌデアラウ。之レヲ我が國語ノ變遷ニ見ルモ、平安朝時代ノ國語、徳川期ノ國語而シテ現代ノ國語等ニハ夫レ夫レノ時代ノ特徵ガアリ、文字ノ使用方法ニモ大ナル相違ヲ觀ルノデアアル。其處ニハ何等ノ制限ヲ用ヰズ、又人爲的方法ヲ加ヘズシテ現今ニ至ル迄ノ變遷ヲ見タノデアアル。言語文字ハ死物ニ非ズ活物デアアル。文字ハ單ナル言語ノ發表機關ト見ルハ頗ル淺薄ノ考デアリ、物質論の見解デアアル、吾人ノ日常使用スル漢文字ハ斯ノ如キ見解ヲ以テハ到底理解シ得ルモノデハナイ新聞紙ヤ「タイプライター」ニ對スル利便主義、或ハ義務教育上ノ立場ヨリシタル制限ヲ以テ國家全體ヲ動かサントスルハ國語ノ特性ヲ破壞スル愚論デアアル。寧ろ國語調查會ヲ廢止シ人材ヲ今少シ精神の有用方面ニ活用シテハ如何カ

八 赤化學生ノ讀書内容

赤化學生ノ讀書内容ト古典教育日本共產黨事件ニ連坐セル被告人ノ讀書調查ヲ觀ルニ、殆ンド全部ハ「クロボトキン」、「マルクス」、「レーニン」等

ヲ初メトシ、日本人ニ於テハ河上肇、山川均、福本和夫等ノ文獻ヲ讀ミシテ居ル。

殊ニ學生共產主義者ノ共通セル書籍ハ河上肇ノ個人雜誌「社會問題研究」、「クホトキン」著「青年ニ訴フ」、「エンダ」著「空想ヨリ科學ヘノ社會主義ノ發展」等デアル。又女子學聯ニ於テ「テキスト」トシテ使用シタル書籍モ多クハ共產主義社會主義ノ諸文獻デアッテ、是等ヲ通ジ各個人別ニ觀ルモ、共通のニ觀ルモ古典ニ就テハ完全ニ一人ノ眼ヲ通シタルモノヲ觀ナイノデアル。況ンヤ東洋殊ニ支那日本ノ古聖賢ノ書籍ニ就テハ一顧ダモシテ居ナイ。此ノ現象ハ少ナクモ思想乃至教育ニ關心アルモノノ見逃シ得ナイ重大ナル根本的の問題デハナイカ。

抑モ古典ハ精神主義教育上頗ル重要ナルモノデアリ、精神教育ハ古典教育トハ離ルベカラザル關係ニアルコトハ吾人ノ諫諍ヲ要セヌ所デアル。之レハ獨リ我ガ國ノミナラズ、獨逸、佛蘭西、英吉利等ニ於テハ常ニ此ノ教育法ニ細心ノ留意ヲ拂ヒ、英國ノ如キハ劍、牛兩大學ノ入學試験ニサヘモ「ラテン」、「グリーク」語ト共ニ漢文ヲモ加ヘテ居ルノデアル。又獨逸ニ於テハ孔子、老子ノ研究ガ青年ノ間ニ盛行ハレ最モ尖端のナル北米合衆國デサヘモ古典教育ノ要ヲ叫ンデ居ルノデアル。

即チ彼等ガ自國ノ文明ヨリ更ニ進ンデ東洋ノ學術ヲ吸收セントスルノハ、西洋の物質文明ニ行キ詰リヲ來シ、自己ノ古典ニモ十分ノ満足ヲ得ズ、遂ニ東洋の精神ノ眞髓ニ接シテ時弊ヲ匡救セシガ爲メデアル。

吾人ガ嚮ニ思想界ノ混亂ニ際シ、之レガ唯一ノ救済策ハ、我ガ古典教育、精神主義教育ニ俟ツノ外ナシト思料シ萬

難ヲ排シテ貴衆兩院ノ協賛ヲ求メ、政府ノ同意ヲ得テ斯道ノ振興ヲ期シツアルモ此ノ爲デアル。勿論物質主義ニハ物質主義ノ特徵ガアラウ。便利主義ニハ便利主義ノ效用ハアラウ。去リ乍ラ其處ニハ自ラ大ナル缺點弊害ヲ伴フノデアル前述セル如ク今日一般思想界特ニ學生社會ニ多クノ危險分子ヲ生ジ、又之レヲ抱藏シツアルノハ前例ノ示サガ如ク古典教育、古典研究ノ不備ニアルコト大ナルヲ思フノデアル。然ルニ現政府當局ニ於テハ此ノ方面ニ對スル施設トシテ何事ヲ爲シツアルカ。或ハ各大學ノ總長ヲ會合シテ其ノ意見ヲ徵シ、或ハ學生監、主事ヲ會合セシメテ思想對策ヲ講ゼシムルモカロウ。然シ乍ラ斯クノ如キハ一ノ取繕上ノ手續方法ニ過ぎヌ。今數歩ヲ進メテ教育ノ根本ニ就イテ再思三考スル所ナクンバ其ノ百弊ハ到底根絶セヌデアロウ。敢テ此ノ點ニ關シ文相ノ所信ヲ問フ所以デアル

右及質問候也

昭和六年三月二十五日

內閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員木下成太郎君提出思想教育問題ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員木下成太郎君提出思想教育問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 我國ハ萬世一系ノ天皇ノ統治シ給フ所ニシテ國民ハ皇室ヲ中心トシテ恰モ一大家族ノ如キ生活ヲ營ミ居ルモノナリ

從ツテ教育ノ根本方針ハ忠孝ノ大道ニ則リ教育ニ關スル勅語ノ御趣旨ニ基キ忠良ナル臣民健全ナル國民ヲ養成スルニアルモノトス

二 共產主義運動ニ對シテハ徹底的取締ヲ爲ス方針ヲ以テ臨ミ居レリ、從テ日

本共產黨員及日本共產青年同盟員ハ勿論尙之ガ外廓ト認メラルベキ日本勞働組合全國協議會其ノ他黨及同盟ノ擴大強化ヲ圖ラムトスル者等ニ對シテモ假借スル所ナク、嚴重ナル取締ヲ勵行シツ、アリ。而シテ彼等ノ行動ハ潛行的巧緻深刻ナルモノアルヲ以テ其ノ取締ニ就テハ各廳府縣ヲ督勵シ、思想警察事務ニ堪能ナル警察官等ヲシテ常ニ彼等ノ行動ニ對シ綿密ナル査察内偵ヲ加ヘシメ、其ノ苟モ治安維持法違反ノ事實明ナルモノニ對シテハ、徹底的の檢舉ヲ行ヒ之ガ殲滅ヲ期シツ、アリ。

藝術運動其ノ他ノ運動ヲ通シ全協系其ノ他共產黨系統ニ屬スルモノ、爲ス所謂學生赤化運動ニ對シテハ文部省ハ平素ヨリ内務、司法兩當局ト聯絡提携シ學校當事者ヲ督勵シテ一面ニ於テハ學生生徒並其ノ父兄ヲシテ思想問題ノ實相ヲ知ラシムルニ努ムルト共ニ他面國法ノ禁スル所ノ非違ニ對シテハ所轄ノ司法並警察官憲ノ協力ヲ得テ之ガ搜查ヲ怠ラズ而シテ其ノ改過遷善シ得ベキモノハ之ヲ嚴重戒告シ又到底短日月ノ間ニ改過セシメ難シト認ムルモノハ斷然之ガ學籍ヲ離脱シテ以テ他ノ多數善良ナル學生生徒ニ惡影響ナカラシムルニ努メシメツ、アリ

三 近時勞働爭議ノ手段ニシテ違法不穩ニ互ルモノ尠カラザルハ洵ニ遺憾トスル所ニシテ當局トシテハ治安保持上之ガ取締ニツキテハ深甚ナル注意ヲ怠ラザルハ勿論ニシテ、殊ニ共產黨ノ外廓ト認メラルベキ全協系分子ヲ爭議ヲ惡化シ其ノ擴大強化ヲ圖ラムトスル策動ニ對シテハ査察警戒ヲ嚴ニシテ之ガ取締ニ遺漏ナキヲ期シツ、アル所ナリ。而シテ質問ニ依レバ最近社民系連友同志會力全國ノ郵便局ニ爭議ヲ起サシムベク策動中ナリトノコトナルガ、現在

未ダ斯ル事實ハ認め難キモ全協系分子ノ策動ニ對シテハ前述ノ如ク徹底的取締ノ下ニ斷平タル處置ニ出テツ、アリ

四 我國農民組合運動乃至小作爭議ノ現況ハ、警察取締上注意スベキ點尠カラズ、仍テ當局トシテハ之ガ取締ニ關シテ、常ニ周密ナル査察警戒ヲ勵行セシメ以テ違法不穩ノ行動ヲ未然ニ防止スベク努メ、又刑辟ニ觸ルルガ如キ行動ニ對シテハ勿論、苟モ不穩不逞ナル主義ヲ實現ノ爲メ、小作人ヲ煽動シテ農村ノ平和ヲ擾亂セントスルガ如キ行動等ニ對シテハ斷乎タル取締ヲ加ヘツツアル所ナリ。

五 近時文藝ヲ通シテ不穩思想ヲ宣傳セムトスル傾向益々顯著ナルヲ以テ政府ハ之ガ取締ニ付テハ周到ナル注意ヲ以テシ荷モ安寧秩序ヲ紊亂スルモノト認ムル出版物、殊ニ共產主義ヲ宣傳シ又ハ共產主義團體ヲ肯定支持スルガ如キ記事ニ對シテハ嚴重ナル取締ヲ加ヘ戦族及ナツプノ如キハ殆ト毎號禁止處分ニ附シ居レリ。

然ルニ此等雜誌ノ發行ハ新聞紙法ニ依ルモノナレバ之ガ納本ハ發行ト同時ニ爲スヲ以テ足ルガ故ニ差押ノ場合其ノ時機ヲ失スルノ虞ナキニ非ザルヲ以テ

從來檢閲ヲ速ニシ差押ノ執行ヲ敏速ニシテ取締ノ效果發揮ニ努メタリ、然ルニ近時或ハ印刷所ヲ轉々變更シ或ハ配布網讀者網ヲ設ケテ納本前既ニ配本ヲ完了スル等極メテ巧ナル潜行ノ方法ヲ以テ差押ヲ免レムト努メツツアルヲ以テ取締ハ極メテ困難ナル實情ニアリ從ツテ動モスレバ差押ノ效果十分ナラザルコトアルハ遺憾ナルモ今後一層地方廳ヲ督勵シテ視察ヲ嚴密ニシ禁止差押ノ場合之ガ效果ヲ學クルニ努ムベシ、尙一面ニハ之等非法運動ニ對シテハ嚴肅ナル司法權ノ發動ト相俟チ以テ彼等ガ妄動ヲ爲スノ餘地ナカラシムルニ努ムベシ其ノ他ノ新聞雜誌等ニ掲載セラルル文藝記事ニ付テモ從來嚴密ナル檢閲ヲ爲シ居レルモ此ノ種記事ニ依ル不穩思想宣傳漸次盛ナラムトスル傾向アルニ鑑ミ今後一層取締ノ周到ヲ期スベシ

演劇ニ付テハ先ツ筋書脚本ノ檢閲ヲ爲シ主義宣傳ノ疑アルモノハ上演ヲ禁止シ尙興行ノ許可ヲ與ヘタルモノト雖表現方法、舞臺效果ニ依リ前述ノ如キ虞アル場合ハ更ニ改訂等ヲ命シ尙映畫ニ付テモ主義宣傳ノ傾向アルモノ、檢閲ハ特ニ注意ヲ爲シ以テ取締上遺漏ナキヲ期シツツアリ。

六 近時各學校ニ於テ同盟休校紛擾事件等ノ惹起セラルルコトノ多キハ眞ニ遺憾トスルコトナリ、而シテ所謂學校騒動ノ緣由スル所蓋シ一ニシテ足ラズト雖其ノ根本ノ原因ハ左傾學生生徒ノ策謀、偏倚輕薄ナル一般社會思想ノ影響等ニ依ルモノナリト認メラルルガ所謂學校ノ企業化乃至學校ノ内容及設備ノ不完全ノ如キモ亦之カ一誘因タルコトナキニアラズ是ヲ以テ政府ハ一面ニ於テ極力左傾學生生徒ノ策謀ニ留意シ之ヲ排除スルニ努ムルト共ニ他面ニ於

テハ一般學生生徒ニ對スル指導訓育ヲ徹底セシメ輕舉盲動ニ陷ラシメザル様努ムルト共ニ學校當局者ニ對シテハ絶エズ其教育精神ノ發揚ヲ督勵シ且諸般ノ教育施設ヲ充實シテ時勢ニ即シ切ナル教育ヲ爲サシメ以テ學校騒動ノ如キ不祥事ノ根絶ニ銳意努力シツツアリ。

野球ハ他ノ運動競技ト同様ニ精神ノ鍛鍊、體位ノ向上ヲ目的トスルモノニシテ主要ナル體育運動ナルコト言フ俟タザルモ近時著シク隆盛ニ赴キ運動ニ理解ヲ有スルト否トニ拘ラズ廣ク世人ノ興味ヲ惹キ延イテ興行類似ノ如ク誤解スルモノナシトセズ然レドモ斯ル誤解ヲ招クガ如キハ甚ダ遺憾トスルコトコロニシテ競技ヲ實施ニ當リテハ特ニ意ヲ用ヒ運動ノ眞髓ヲ一般世人ニモ理解セシムル様充分ノ改善ヲ圖ラシメントス。

七 我國民日常生活ニ必要ナル漢字ヲ調査シ併セテ字畫ノ統一ヲ圖リ又字音及國語ノ假名遣ヲ改定整理シテ學習上ノ負擔ヲ輕減シ其ノ使用ヲ簡便ナラシムルコトハ教育界多年ノ輿論ナリト謂フベシ、臨時國語調查會ハ如上ノ輿論ニ鑑ミ此等ノ調査研究ヲ進メツ、アル次第ニシテ質問書ニアルガ如ク我國國語ノ變遷竝ニ特質ヲ無視シテ其ノ變革ヲ爲シ思想發表ノ不自由ヲ來スガ如キコトヲ企ツルモノニ非ラズ、却テ現代ニ適切ナル國語國字竝ニ文體ノ標準ヲ確立スルコトニ依リテ教育ノ普及ニ資シ文化ノ進展ニ貢獻セントスルモノナリ。

我國ニ於ケルローマ字綴字法ニ就テハ從來標準式ト日本式トノ二種併ヒ行ハレ同一ノ地名ニシテ綴字ノ相違ニ依リ恰モ異ナル土地ナルガ如ク考ヘラル、等ノ不便鮮カナラズ又外國ノ學界ニ於テモ其ノ統一ヲ熱望スル所アリ國際通

信等ニモ國語ノ使用セラルル現下ノ情勢ニ於テハ急キ其ノ綴方ヲ統一スルノ必要ヲ認ムルモノナリ、臨時ローマ字調査會ハ如上ノ目的ヲ以テ設置セラレタルモノニシテローマ字國字化ノ方法ヲ調査研究スルモノニ非ラズ。

八 現下ノ思想問題、社會問題ニ關シ歐米ノ思想ニ對スル心醉ノ弊ヲ矯メ我國ノ文化ニ對スル公明ナル矜持ヲ以テ我國國民性ヲ明カニシ我國獨自ノ立場ヨリスル有力ナル學問ノ研究獎勵ヲ圖リ進ンデ時代ノ指導精神ヲ樹立シ以テ現下ノ問題ニ處スルハ最モ肝要トスルトコトナリ、仍テ政府ハ極力精神教育ノ振興、東洋文化殊ニ我國古來ノ國民精神ノ作興ニ意ヲ注ギ之ガ爲ニハ年々此ノ方面ノ研究ヲナシツツアル有力ナル學者ニ對シテ精神科學獎勵費ヲ交付シツツアルノミナラズ有益ナル圖書ヲ調査シテ之ヲ汎ク推薦紹介シ一般思想界ニ脈々タル精神文化、古典研究ノ氣運ヲ醗酵スルコトニ努力シツツアリ、而シテ又一面學校教育上ノ施設トシテハ中等學校ノ國語漢文科ニ在リテハ特ニ上古文ヲ學修セシメ又高等學校ニ於テモ國語科ニ於テ古典國文ヲ正規ノ科目課程トシテ之ヲ課シ又大學ニ於テモ古典ニ關スル講座、科目等ニヨリ銳意學生生徒ニ對シテ之ノ方面ニ關スル政學ノ風ヲ馴致センコトヲ期シツツアリ。

右及答辯候也
昭和六年三月二十五日
內務大臣 安達 謙藏
文部大臣 田中 隆三

大從内海間鐵道連絡ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也

昭和六年三月十七日 提出者 三浦 虎雄 外三名
大從内海間鐵道連絡ニ關スル質問主意書

既定線内海志布志間國有鐵道ハ之ヲ宮崎市内大從驛ニ於テ日豐線ニ連絡セシメサル限り該鐵道沿線宮崎市ハ勿論各驛ハ北九州並阪神、中國地方ニ直接連絡スルコトヲ得ス遙ニ鹿児島縣ヲ迂回シ都市市ヲ經テ之ニ連絡スルコトナリ所要運賃、時間ニ多大ノ損失アリ實ニ該鐵道敷設ノ目的ト經濟價值トハ唯一ニ内海大從間ヲ連絡スルコトニ依リテノミ其ノ效果ヲ達成シ得ルモノタルヤ説明ヲ要セス然ルニ右内海大從間ニハ輕便鐵道宮崎鐵道株式會社現存國有鐵道ト同一幅員ノ軌條ヲ以テ運輸營業ヲ爲シツツアリ之ヲ買收シ單ニ軌條ヲ改ムルコトニ依リテ直ニ國有鐵道列車ヲ通シ得ルモノニシテ志布志内海線建設ヲ促進シ鐵道收益並沿線開發ノ目的達成ノ爲ニハ之ガ買收ハ到底避ケ得サル所ニシテ志布志内海線建設著手前進ニ實現スヘキモノトス之ヲ以テ關係地方民ハ屢情ヲ具シ當局ニ懇フル所アリタルモ確答ニ接セス困惑セラルモノナリ仍チ鐵道大臣ハ

一 志布志内海線敷設ニ依ル利益ハ内海大從間ヲ連絡スルコトニ依テ始メテ期待シ得ルモノニシテ内海大從間連絡ハ必要缺クヘカラサルモノト認メサルカ
二 速ニ宮崎鐵道株式會社ノ輕便鐵道ヲ買收シ軌條ヲ改善シテ國有鐵道列車ヲ内海驛迄運轉シ豫定線ニ連絡セシムルノ意ナキカ
三 志布志内海線敷設ノ目的達成上必要缺クヘカラサル内海大從間連絡ニ付何等ノ對策ヲ明示セサル理由如何
右及質問候也

本質問ニ對シテハ書面ヲ以テ答辯アラムコトヲ望ム

昭和六年三月二十五日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長 藤澤幾之輔殿

衆議院議員三浦虎雄君外三名提出大淀内海間鐵道連絡ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員三浦虎雄君外三名提出大淀内海間鐵道連絡ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 省内海線(内海志布志間)ト日豊線大淀驛トノ連絡ハ交通系統上必要ナリト認ム

二 省内海線工事進捗ノ上相當區間開業シタル場合ニ於テ質問ノ主旨ヲ考慮スベシ

三 一及ニニ於テ述ベタル所ニ依リ明ナリ

右及答辯候也

昭和六年三月二十五日

鐵道大臣 江木 翼

健康保險法ノ實施ニ關スル再質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和六年三月十八日

提出者 鈴木梅四郎

健康保險法ノ實施ニ關スル再質問主意書

第一 健康保險法ニ依ル保險醫ノ不當行為取締ハ政府直接ニ之ヲ行フコトナルカ其ノ取締ノ方法ハ各府縣警察部保險課ヨリ其ノ屬ヲ派シテ時時巡察ヲ行ハシムル位ノコトニ承知ス然ルニ保險醫ノ被保險者ニ對スル不當行為ノ行ハルハ多ク一般開業醫ノ醫局内ニシテ其ノ取締頗ル困難ナリト思料ス故ニ本員ハ此ノ點ニ關シテ質問ヲ提起シタルニ政府モ其ノ取締ノ困難ナル事情ヲ認

メ「何分共保險醫多數ナルタメ多少遺憾ノ點ナキニ非サル」旨答辯セラレタリ然ラハ重ネテ問フ政府ノ巡察官ハ其ノ困難ナル事情ノ下ニ於テ如何ナル點ニ對スル注意ヲ主トシ又如何ナル方法ニ依リ検査ヲ行ハレツツアルカ其ノ方法ヲ具體的ニ示サレタシ

第二 政府ノ答辯中ニ於テ政府ハ其ノ日本醫師會ニ委任シツツアル保險醫ノ監督ハ契約者トシテノ義務不履行ヲ防ク意味ニ於ケルモノニ過キストコトナルカ日本醫師會ハ契約ノ元請人ナリ各保險醫ハ其ノ下請人ナリ元請人ヲシテ下請人ノ契約義務履行ヲ監督セシムルハ政府自ラ之ヲ監督スルノ勝レルニ如カス政府ハ何カ故ニ契約義務ノ履行ヲモ自ラ監督セサルカ敢テ其ノ理由ノ説明ヲ求ム

第三 政府カ日本醫師會以外官公立大學附屬醫院、道府縣所在ノ公立病院トモ健康保險法ニ依ル診療契約ヲ締結シ居ルコトハ夙ニ承知セリ然レトモ之等ノ病院ハ必スシモ全國ノ工場地帯、鑛山地區ニ遍在スルモノニアラス又右等官公立病院ノ所在地ト雖凡ソ被保險者ノ便利ニ供シ得ル適當ノ病院アレハ其ノ煩ハ厭ハスシテ之ト契約ヲ締結スルコトカ健康保險法本來ノ精神ニアラスヤ政府ハ「差シ當リ其ノ必要ヲ認メス」ト不明ナリ敢テ其ノ理由ノ説明ヲ要ム

第四 前項ノ如ク政府ノ特ニ契約ヲ締結セル官公立病院ハ全國ノ工場地帯、鑛山地區ニ遍在スルモノニアラス又地方ニ於ケル個人開業醫ハ多ク萬屋のノモノニシテ各専門ノ綜合病院ノ便利且診療上遺憾ナキニハ及フヘクモアラス畢竟政府カ健康保險法ヲ施行スルニ當リ政府直轄ノ各科綜合病院ヲ全國各府縣ノ工場地帯、鑛山地區ニ普遍スルノ

策ニ出テサリシハ同法施行ノ精神ヨリ見テ一大失策ナリト思惟ス政府ハ將來全國各府縣ノ工場地帯、鑛山地區ニ其ノ直轄ノ各科綜合病院ヲ普遍セシムル意圖ナキカ

第五 政府ノ別ニ契約ヲ締結セル各科綜合ノ官公立病院及日本醫師會ヲ通シテ契約ヲ締結セル私立病院ハ全國各府縣ノ工場地帯、鑛山地區ニ遍在スルモノニアラス又假ニ政府ノ謂フカ如ク診療ニ支障ヘストモ出來得ル限リ被保險者ノ爲ニ其ノ利便ノ途ヲ開クハ健康保險法本來ノ精神ニ副フモノナリト信ス政府ハ只「支障ヘサル」程度ヲ以テ甘ムスルモノナリヤ「支障ヘサル」カ上ニモ尙進ムテ被保險者ノ爲ニ大ニ利便ヲ開カムトスル意思ナキカ明答ヲ要ム

第六 一般開業醫ノ爲ニ其ノ醫院内ニ於ケル調劑權ヲ認ムルハ彼等ノ爲ニ其ノ生活問題ヲ顧慮シ遠ニ古來ノ既得權ヲ沒收セサルムトスル一時ノ權宜ニ過キス政府カ藥劑師ノ資格ヲ定メ其ノ藥局ノ取締ヲ嚴重ニシツツアル精神換言スレハ醫藥分業ノ理念ヨリ謂フモ一時ノ權宜トシテ與ヘタル特典ヲ積極的ニ行使セシムルハ不可ナリト思惟ス一般開業醫ニ健康保險法ニ依ル被保險者ノ診療ヲ託スルカ如キ特別重大ノ事情生シタルニ一時ノ權宜トシテ認メラレタル調劑權アルカ故ニ保險醫ノ藥局内ニ藥劑師ヲ置ク必要ナシト謂フカ如キハ國民ノ保健問題ニ對シ餘リニ無責任ナル言分ニアラサルカ此ノ點ニ關スル政府ノ所見ヲ質ス

第七 舊キ法律ハ新シク生長シ行ク社會ノ事實ニ對シ必スシモ正義ヲ保障スルモノニアラス故ニ常ニ改廢ヲ要スルハ事實ナリ政府ハ舊キ法律カ一般開業醫ニ對シテ其ノ醫院内ニ於ケル調劑ノ特權ヲ認メタルヲ以テ永久ニ之ヲ繼續セ

サルヘカラスト思惟スルカ如シ果シテ然ルカ敢テ政府ノ所見ヲ問フ右及再質問候也

昭和六年三月二十五日

内閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長 藤澤幾之輔殿

衆議院議員鈴木梅四郎君提出健康保險法ノ實施ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員鈴木梅四郎君提出健康保險法ノ實施ニ關スル再質問ニ對スル答辯書

第一 保險醫ノ不當行為ノ取締方法ハ各府縣ニ於テ其ノ所屬ノ技師員、視察員及其ノ他ノ職員ヲ派シ時時直接其ノ診療所ニ就キ診療簿其ノ他ノ帳簿ヲ檢閲シ或ハ實際診療ニ立會ヒ又ハ診療ヲ受ケタル被保險者ヲ實地診斷スル等取締ニ關シ萬遺漏ナキヲ期シツツアリ

第二 政府ハ第一項ニ述ベタル如ク保險醫ノ監督ニ關シテハ十全ノ意ヲ拂ヒツツアリ。日本醫師會ノ監督ニ委ネツツアルガ如キコトナシ

第三 政府ニ於テ曩ニ其ノ必要ヲ認メザル旨ノ回答ヲ爲シタルハ現在ノ診療組織ニテ大體被保險者ノ診療ニ付キ支障ナシト認ムルガ故ナリ

第四 政府ニ於テハ被保險者ノ診療ヲ一層完備セシムルガ爲メ各府縣ニ直轄ノ各科綜合病院ヲ建設スルノ件ニ關シテハ其ノ意圖ヲ有スルモノコレガ實現ニ付キテハ將來十分考究スル所アルベシ

第五 政府ハ被保險者ノ診療組織ニ關シテハ常ニ考慮ヲ拂ヒツツアリ尙將來トモ之ガ完備ニ付キテハ考究スル所アルベシ

第六 第七 醫師ノ投藥權ハ藥劑師法附則ノ認ムル處ナルガ之ヲ附則ニ於テ認

メタル關係ヨリ見ルモ之ヲ永久的ニ改
正セザルモノトハ認メズ
右及答辯候也
昭和六年三月二十五日
內務大臣 安達 謙藏

中學校教授要目ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月十八日
提出者 田中祐四郎 外一名

一 本年二月文部省ヨリ發表セシ中學校
教授要目ニ據レハ從來「國語及漢文」ト
稱セシヲ改メテ「國語漢文」ト爲セリ
其ノ理由如何此ノ如キハ漢文科ノ獨立
性ヲ失ハシメ漸次之ヲ國語中ニ包含セ
シメトスル階梯ニアラサルカ

二 新要目ニ據レハ第一學年ノ漢文講讀
ヲ廢シ國語講讀中ニテ「漢文ノ入門」ニ
資スベキ材料ヲ加ヘ漢文學習ノ基礎ヲ
併セ養ハシムベシト規定セリ是レ亦
漢文科ノ輕視シテ漸次之ヲ廢科ニ導ク
ノ源ヲ爲スモノニアラサルカ政府ハ之
ヲ復舊スルノ意思ナキヤ

三 新要目ハ既ニ發布セラレタルハ假令
遽ニ復舊スル能ハストスルモ新要目ノ
第一學年國語講讀ノ基本時間ハ一週四
時間アリ此ノ時間内ニ於テ漢文入門又
ハ國語ノ副讀本トシテ別個ノ漢文教科
書ヲ用ヒシムルモ差支ナキニアラスヤ
然ルニ聞ク所ニ依レハ第一學年ニ於テ
ハ必ス國語讀本中ニテ漢文ノ手解キヲ
教授スヘシトノ省議ヲ決シタル由果シ
テ事實ナリヤ事實ナリトスレハ其ノ理
由如何

四 漢文ハ我カ國ノ古典ナリ中世以前ハ
詔勅命令法律其ノ他一般ノ公文記錄ハ
總テ漢文ヲ用ヒタルヲ以テ自然主要ナ
ル典籍ニハ國文ヲ用ヒタルモノ稀ナリ
且國文ノ典籍モ其ノ内容用語ハ多ク之

ヲ漢文ヨリ取レリ故ニ漢文ヲ廢スレハ
我カ國ノ古典ヲ喪フノ結果トナリ又國
文ノ根據ヲ減スルノ結果トナルヘシ政
府ハ斯ノ如キ漢文ヲ輕視シテ我カ國固
有道德ノ教授ヲ完ウシ得ルト思惟スル
カ

五 青年ノ思想惡化ニ際シテ之ヲ匡濟ス
ルハ國語漢文ニ據ルヨリ善キハナシ然
ルニ此ノ二科ヲ合シテ僅ニ數學、外國
語ノ時間ト對抗スルニ過キサルハ輕重
ヲ失スルノ甚シキモノト謂フヘシ政府
ハ國語漢文ノ基本時間ヲ増加スルノ意
思ナキカ
右及質問候也
昭和六年三月二十五日
內閣總理大臣 濱口 雄幸
衆議院議長 藤澤幾之輔殿
衆議院議員 田中祐四郎君外一名提出中學
校教授要目ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯
書差進候
〔別紙〕
衆議院議員 田中祐四郎君外一名提出中學
校教授要目ニ關スル質問ニ對スル答
辯書

一 中學校教育ニ於テ漢文ハ從來ニ於テ
モ之ヲ獨立ノ學科目トセズ國語ト合シ
テ「國語及漢文」科ニ於テ之ヲ教授セ
リ今同學科目ノ名稱ヲ改メテ「國語漢
文」トナシタルモ從來ノ趣旨ヲ變更シ
タルモノニアラズ

二 中學校ノ教授要目中第一學年ニ限リ
國語漢文科ニ於テ從來ノ漢文講讀ヲ改
メ國語講讀中ニ於テ漢文ノ入門ニ關ス
ル教授ヲ爲スコトシタルハ尋常小學
校卒業直後ノ生徒ニ對シテハ漢文ノ教
授上之ヲ以テ適當ナリト認メタルニ依
ルモノニシテ漢文ヲ輕視スルモノニア
ラサルナリ從テ之ヲ復舊スルノ意思
ナシ

三 中學校第一學年ノ國語漢文科ニ於テ

國語讀本中ニテ漢文入門ニ關スル資料
ニ就キ教授スルハ前項ノ趣旨ニ依ルモ
ノニシテ國語ト密接ナル關係ヲ保チテ
漢文ヲ教授スルヲ適當ナリト認メタル
ニ由ル從テ國語讀本ノ外漢文入門又
ハ副讀本トシテ漢文教科書ヲ用キシム
ルコトハ教授上却テ適當ナラズト認ム
四 中學教育ニ於ケル漢文教授ハ漢文ノ
知能ヲ得セシムルト共ニ我國固有道德
ノ陶冶ニ資セントスルモノナルヲ以テ
國民精神ヲ涵養スル上ニ於テ重要ナル
課程ナリトス

五 今回改正ノ中學校學科課程ニ於テハ
從前ノ規定ニ比シ國語漢文ノ教授時數
ハ外國語及數學ノ教授時數ニ對シ寧ロ
増加シ得ルコトトセリ故ニ基本時數ト
シテハ之ヲ増加スルノ必要ヲ認メズ
右及答辯候也
昭和六年三月二十五日
文部大臣 田中 隆三

醫師藥劑師ノ業務ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月十八日
提出者 今堀辰三郎
醫師藥劑師ノ業務ニ關スル質問主意書

第一 國家ノ教育方針ハ醫學ト藥學トヲ
根本的ニ分立シ醫師ニハ診斷處方
ニ關スル學ヲ修得セシメ藥劑師ニハ
藥品竝調劑ニ關スル學ヲ修得セシム
仍テ醫師ト藥劑師トノ職能ハ截然分
別セラルヘキモノト信ス政府ハ爾ク
思料セラレザルヤ如何

醫師法ト藥劑師法トハ醫師ト藥劑
師トノ職能ノ分別ニ基キテ制定セラ
レタルモノト信ス政府ノ所見如何
ハ 藥劑師法ハ本則ニ於テ藥劑師ニ非
ラサル者ノ調劑ヲ禁シ附則ニ於テ醫
師ノ調劑ヲ認メタルハ法制上ノ矛盾
ニ非スヤ政府ハ之ヲ如何ニ見ラルヤ

ニ 藥劑師法ハ藥劑師ニ對シ處方箋中
疑ハシキ處アルトキハ醫師ニ質シ證
明ヲ得ルニ非サレハ調劑ヲ爲スコト
ヲ禁シ之ニ違反シタル場合ハ五百圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處スルノ規定
ナリ是レ處方ノ過誤ニ基ク危害ヲ防
止セムトスルノ主旨ニ依ルモノト信
ス然ルニ過誤ニ對シ何等反證ノ途ナ
キ醫師ノ調劑ヲ許セルハ此ノ危害防
止ノ用意ヲ覆スモノナリ政府ハ治病
上之ヲ以テ不安ナシトセラルルヤ政
府ノ所見ヲ質ス

ホ 醫師調劑ヲ爲ストキハ萬一過誤ヲ
生シ爲ニ患者ヲ死ニ致スコトアルモ
自ラ死亡診斷書ヲ作成スルカ故ニ之
ヲ隱蔽スルモ反證ヲ舉クルノ途渺シ
政府ハ爾ク認メラレザルカ

ハ 藥劑師法、藥品營業並藥品取扱規
則ハ調劑並ニ藥品ノ取扱ニ關シ藥劑
師ニ對シテ取締罰則ヲ規定シ藥劑
師ニ對シテ基ク危害ノ防止方法ヲ嚴ナラ
シメタルニ拘ラス專門外ノ醫師ニ調劑
ヲ許シ而モ之ニ對シ何等ノ取締罰則
ヲ設ケザルハ法ノ不備ナリト認メサ
ルカ即チ醫師ニ對シテハ調劑上ノ過
誤、藥品ノ良否竝陳列貯藏方法ノ適
否等ヲ自由ニ放任シ藥劑師ニ限リ取
締罰則ニ對シハ同一ノ罰則セザル
品取扱ニ對シハ同一ノ罰則セザル
ノ不合理ヲ容認スルモノトス是レ法
文ノ手落ナリトセザルヤ換言スレハ
醫師ハ醫學ノ限界ヲ超エテ研究科目
外ナル藥學ノ範圍ニ侵入シ政府之ヲ
許シ而モ其ノ調劑ノ過誤其ノ他ニ對
シ取締罰則ナキコトハ醫師ニ對シテ
全ク責任ナキ自由放任主義ヲ採リ藥
學專攻ノ藥劑師ニ對シテノ責任制
取締罰則ヲ採ルモノニシテ法文上
由由數一大缺點ナリト斷セザルヤ否
ヤ而シテ其ノ結果ハ直接國民ノ生命

保全上其ノ及ホス影響甚大ナルモノアリト思惟セサルヤ政府ノ所見如何、若醫師ニ對シテモ如上ノ取締ヲ爲シ居レリトスレハ如何ナル規定ニ依ルカ其ノ條項ヲ明示セラルト共ニ最近三箇年間ニ於ケル違反處罰ノ件數ヲ年度別ニ舉ケラレムコトヲ望ム

ト 政府ハ醫師ノ調劑ニ關シ放任主義ヲ採リ藥劑師ノ調劑ニ限リ處罰主義ヲ採ル現行法ノ不備ニ對シ法律改正ノ必要アリト認メサルヤ否ヤ

第二 醫師ハ藥劑師法附則第三項ノ規定ニ依リ調劑ヲ爲スコトヲ得ト雖開業醫師ノ診療所ニ於ケル實際ヲ見ルニ醫師自ラ調劑ヲ行ハス無資格者ヲ以テ之ヲ爲サシムルコト日常一般ノ認ムル所ナリ斯ル場合政府ハ之ヲ取締ルノ必要ヲ認メサルヤ否ヤ若取締ルノ方針ナリトセハ如何ナル規定ヲ適用セラルルヤ

第三 藥劑師ハ現在全國ニ互リ約二萬人アリ而モ帝國大學藥學科ヲ初メ官私立藥學專門學校等十七校ヨリ年年新ニ約二千人ノ藥劑師ヲ養成シ之ヲ社會ニ送りツツアルモ藥劑師ノ專門の職能タル調劑ハ藥劑師法附則第三項ニ依リ專門外タル醫師ノ占有スル所トナリ藥劑師ハ生活上甚シキ困難ノ状態ニ在リ政府ハ一面ニ於テ國民ノ生命保全ノ爲藥學ノ進歩發達ヲ期シ藥劑師ノ養成ヲ獎勵シ居リ乍ラ一面ニ於テ醫師ノ爲ニ職業ヲ奪ハレ甚シキ壓迫ヲ蒙リツツアル藥劑師ノ立場ヲ顧ミサルハ社會政策上寒心スヘキ事象ナリト信ス之ニ對スル政府ノ所見如何

昭和六年三月二十五日

內閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員今堀辰三郎君提出醫師藥劑師

官報號外 昭和六年三月二十六日 衆議院議事速記第二三四號

ノ業務ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員今堀辰三郎君提出醫師藥劑師ノ業務ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 イ、ロ

藥劑師法ハ醫師ト藥劑師トノ職能ノ分別ヲ原則トシテ規定セラレタルモノト認ム

ハ 藥劑師法附則ニ於テ醫師齒科醫師及獸醫師ニ調劑ヲ認メタルハ經過の例外規定ニシテ之ヲ以テ法制上ノ矛盾トハ認メ難シ

ニ、ホ、ヘ、ト 醫師ノ調劑ノ過誤ニ對シテハ之ヲ其ノ診療簿、處方箋、投藥等其ノ他各種ノ事實ニ依テ之ヲ立證シ得ベク之ニ依テ生ジタル危害ニ對シテハ刑法ノ規定ニ依リ處罰ヲ爲シ得ベシ

尙醫師ノ調劑並ニ藥品ノ取締ニ關シテハ藥劑師法、同法施行規則附則第二項、第三項又ハ藥品營業並藥品取扱規則及藥品巡視規則ニ依テ之ヲ取締ラ爲シ居ルモノニシテ調劑又ハ藥品ノ取扱ニ關スル取締規則ニ就テハ醫師ト藥劑師トノ間ニ著シキ差異アリトハ認メズ

醫師ノ調劑並ニ藥品取扱ニ關シ三箇年間ノ違反處罰件數ハ左ノ如シ

昭和三年 十一件
昭和四年 二十三件
昭和五年 五件

第二 醫師力藥劑師法附則第三項ノ規定ニ依リ調劑ヲ爲ス場合ニ於テ無資格者ヲシテ調劑ヲ爲サシムルトキハ藥劑師法、第五條ノ規定ニ依リ取締ヲ爲シ得ベシ

第三 本質問ニ付テハ第一ニ付テ述べタルコト同ジ

右及答辯候也

昭和六年三月二十五日

內務大臣 安達 謙藏

比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和六年三月十九日

提出者 東郷 實

比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問主意書

紐育ニテ二週二回發刊ノ邦字新聞「日米時報」二月十一日號ニ依レバ、比律賓「ダバオ」ニ於ケル排日問題ニ就キ「紳士協約」ヲ解決スルカ邦人ノ經濟的比島侵略」ト題スル次ノ如キ重要ナ記事ガ掲載サレテ居ル。

紳士協約解決スルカ

邦人ノ經濟的比島侵略

麻生産ヲ支配スル邦人一萬

駐米大使急行總督ト會見

「マニラ」十日「東京駐在米國大使「キヤメロン・フォアブス」氏ハ急遽來比セリ。傳ヘラレル所ニ依レバ「ミンダナオ」島中ノ「ダバオ」郡ニ居住スル一萬人餘リノ日本人ト比島人トノ間ニ起レル問題解決ノ爲ニ來比セリト謂フ。比島總督「ドワイ・デビス」氏ト會見「ダバオ」郡ニ同行セルモ比島問題ニハ何等關係ナシト言明セリ。

問題ノ焦點トナリ居ルハ「ダバオ」郡ノ麻ヲ主トスル製產品ノ支配權ガ五割ヨリハ割マデ日本人ノ手ニ移ツタト謂フ純然タル經濟問題デアラシイ。對策トシテハ

○土地所有禁止

○「ダバオ」港閉塞

ノ二案ガアルガ土地所有及借地ニ關シテハ既ニ法律施行中ナルモ日本人事業家ハ比島市民ト協力シテ市民ノ名義ヲ使用シテ巧ミニ法律ヲ濫ツテ居ルノデ何等效ヲ奏シナイ。第二案ナル「ダバ

オ」港ヲ閉塞(同港ハ「ミンダナオ」島ノ南端ニ位ス)シ外國船ノ入港ヲ防止スル策モ殆ンド絶望ト察セラル「ダバオ」郡始メ同港附近ニ肥沃ナル麻ノ產地アリ、同港閉塞ハ製產物運送手數ヲ増シ麻ノ製產費ヲ高マシメルコトナルヲ以テ之又不可能ナルベシ。最後ノ手段トシテ

○紳士協約

ニ依ツテ解決スベシトノ意見アリ。日本人成功ノ秘訣トシテ白、比島人ノ列舉スル所ハ邦人ノ生産能率高キコト、忍耐シ努力シ、忠實ニシテ製產上ニ機械ヲ使用シ廢物利用ヲ完全ニ行フコト等デアル。

即チ右新聞記事ニ依レバ比律賓群島「ミンダナオ」島「ダバオ」州ニ於ケル麻生産ノ支配權ガ殆ンド邦人ノ手ニアル爲メニ、比島當局ハ之レガ對策トシテ土地所有禁止又ハ「ダバオ」港閉塞ヲ行ヒ以テ邦人ノ優越權ヲ奪ハウトシタガ、ソノ何レモ實行不可能ナル爲メ最後ノ手段トシテ例ノ紳士協約ヲ結ビ其ノ目的ヲ遂ゲンシツツアルモノノ如ク見ラルルノデアル。果シテ此ノ對策ガ具體化スルコトナレバ

現在同島ニ於テ麻、椰子等ノ栽培ニ從事セル邦人一萬餘人ノ死活問題ニ係リ、將又將來ノ移民ニ就テモ重大ナル影響ヲ持ツモノデアラカラ、右ノ記事ハ之ヲ輕輕ニ看過スルコトノ出來ナイモノト謂ハナケレバナラナイ。政府當局ハ此ノ問題ニ就テ何等力報告ヲ受ケテ居ルヤ、若シ受ケ居ルトスレバ之レニ對シ何等力對策ヲ講ジテ居ルヤ。又現ニ報告ヲ受ケ居ラズトスレバ、至急其ノ真相ヲ調査シ之レガ對策ヲ講ズルノ意思アリヤ否ヤ

右及質問候也

昭和六年三月二十五日

內閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員今堀辰三郎君提出醫師藥劑師

九八五

衆議院議員東郷實君提出比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員東郷實君提出比律賓ニ於ケル邦人ノ經濟的經營ニ關スル質問ニ對スル答辯書

比律賓群島「ミンダナオ」島「ダバオ」地方ニ於ケル邦人事業ヲ中心ニ排日ノ論議ヲ見ツアルハ事實ニシテ關係在外公館ヨリ其都度詳細ナル報告ニ接シ居レラリ以テ排日運動ヲ未然ニ防止スル爲適當ノ對策ヲ講シ事態ニ善處スルニ努メツツアリ尤モ「日米時報」記事ノ如キ紳士協約ニ依リ解決云々ハ未ダ具體的ニ何等問題ト爲リ居ラス

右及答辯候也
昭和六年三月二十五日
外務大臣 男爵幣原喜重郎

樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月二十日
提出者 土屋清三郎

樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問主意書
樺太現在ノ住民ハ今ヤ二十六萬人ニ達シ内數千人ヲ除ケハ他ハ悉ク内地人ニシテ人情風俗習慣教育並各般ノ施設殆ト内地ト異ナル所ナシ但シ法制ニ關シテハ今猶特別法域ニ置カレアルカ故ニ内地樺太相五間ノ不便甚シク延テ樺太ノ開發ヲ妨クルコト少シトセス依テ政府ハ速ニ樺太ヲ一般法域ニ移シテ内地ノ法令全部ヲ適用セシメ其ノ所管ヲ內務省ニ移シテ内地樺太相互ノ不便ヲ一掃シ以テ樺太ノ開發ヲ促進セシムルヲ急務ナリト認ム政府ノ所見如何

右及質問候也

昭和六年三月二十五日

內閣總理大臣 濱口 雄幸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

衆議院議員土屋清三郎君提出樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

〔別紙〕

衆議院議員土屋清三郎君提出樺太ノ特別法域撤廢ニ關スル質問ニ對スル答辯書

樺太ハ廣漠ナル地域ト豐饒ナル天然資源ヲ有スルモ人口甚ダ稀薄ニシテ現今尙開拓ノ道程ニ在リ内地ト事情ヲ異ニスル點尠ナカラザルヲ以テ今直ニ法域ヲ内地ト同一ニシ綜合行政ヲ廢止シテ內務省ノ所管ニ移スハ樺太開發ノ促進上重大ナル影響アリ政府ハ之等ノ事情ヲ參酌シ目下之ガ利害ヲ考究調査中ニ屬ス

右及答辯候也
昭和六年三月二十五日
拓務大臣 松田 源治

政府受託預金ノ不當管理ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月二十日
提出者 井上 知治

政府受託預金ノ不當管理ニ關スル質問主意書
目下非常ノ恐慌ニ處スル政府ノ財政經濟政策ハ一モ治國ノ要諦ニ觸レシテ其ノ效果揚ラス今ヤ世上人心ノ不安危懼ハ其ノ極ニ達ス其ノ之ヲ放置セムカ或ハ戰慄スヘキ一大爆發ヲ眼ノ當リニ觀ルニ忍ビサルヲ想フトキ吾人ノ會、警鐘ヲ耳ニスルモノ一見事小ナルカ如キモ而モ農村漁浦ニ生活苦ヲ喘ク三十餘萬官約移民遺族ノ休戚ニ係リ政府ノ受託セル巨額ナル彼等ノ積立金而モ四十餘年ノ昔外國ニ於ケル血ト汗ノ結晶ニ成ル預金ニ對スル政府ノ不當ナル管理ハ其ノ怠慢ナル政策ト相

應呼シテ明確ニ露顯シツアルニ非スヤ曰ク政府ハ其ノ轉受託者タル橫濱正金銀行ヲシテ不當ノ拂戻ヲ爲サシメツツアリ曰ク支拂完了ト稱シテ未タ曾テ一厘ノ拂戻ヲ受ケサル移民ニ對シ其ノ支拂ヲ拒絕セシメツツアリ曰ク官約積立金ヲ積立代リ金ト稱セシメテ其ノ金額ヲ極秘ニ付セシメツツアリ等々世人ハ一日ト政府ノ不當管理ニ不快ノ耳ヲ覆ヒツツアリ此ノ事實ヲ識ルヤ本員ハ實地ニ就キテ之ヲ精査シ意外ナル發見ト證據ノ歷然タルモノアルニ一驚ヲ喫シタリ惟フニ當時移民ハ唯政府ノ保護ニ信賴シテ渡航從業シタルモノニ外ナラス政府ハ殊更ニ橫濱正金銀行監理官ヲ大藏省銀行局長ニ有ツ所以ノモノハ畢竟橫濱正金銀行カ政府ノ一大特殊銀行タルト同時ニ又一面國家機關ノ一延長タルニ歸ス國家機關ノ紊亂ハ以テ國信ヲ内外ニ失墜スル所以ナリ因テ茲ニ左記事項ニ付政府ニ質問サントス本議會會期中ニ其ノ眞實ニシテ曲ヲサレ答辯アラムコトヲ望ム

第一 政府ハ明治十九年一月二十八日布移民渡航條約ノ締結ニ先チ同十八年一月官約移民九百四十三名ヲ布哇ニ渡航セシメ爾來明治二十七年六月迄十箇年ニ亘リ二萬九千三十二人ヲ渡航就業セシメタリ而シテ布哇全權公使兼移民局特派委員トシテ締結シタル條約(契約)書ニ基キ規定ノ給銀一箇月米賃十五弗、十二弗半、妻十弗ノ一割半ヲ毎月布哇ノ雇主會社ヨリ移民ノ名ニ於テ定約三箇年間積立テシメ帝國總領事館ヲ經由シテ年利六厘ノ割合ニ依リ大藏省預金局ニ預入レタル事實ヲ認ムルヤ

中ヨリ積立ツルモノニ當レリ然ルニ前記條約(契約)書第七條ノ和文ハ全然英文ノ誤譯ニシテ雇主ハ移民ノ給銀中ヨリ一割五分ヲ引去リ之ヲ積立ツヘキ旨ヲ明記セリ政府ハ移民積立金ニ加フルニ移民ノ疾患費ヨリ租稅ニ至ル迄布哇側ニ於テ負擔スルコトヲ英文契約書中ニ明記スルニ拘ラス移民保護ノ精神ヲ沒却シタリ政府ハ右誤譯ニ基因スル一割五分不當負擔ノ損害ニ關シ移民ニ對シ責任ヲ負フヤ否ヤ

第三 其ノ後明治二十三年八月十五日付外務省ノ提案ニ基キ大藏省ハ其ノ受託ニ係ル官約積立金ヲ同年八月一日現在ノ儘橫濱正金銀行ニ轉寄託又ハ引續キタル事實ヲ認ムルヤ又右引續ハ移民ノ承諾ヲ經タルヤ

第四 越エテ明治二十五年七月二十九日橫濱正金銀行支店ヲ布哇「ホノル」ニ開設スルヤ總領事館ヲ經由スルコトヲ止メテ右官約積立金ハ直接右橫濱正金銀行支店ニ預ケ入ルルニ至リタル事實ヲ認ムルヤ

第五 此ノ時ニ際シ大藏省ハ外務省ニ對シ官約積立金ニ附スヘキ利率ヲ低下セムコトヲ申出デタルニ對シ外務省ハ斷然之ヲ拒ミ下級勞動出稼人保護ノ見地ヨリ六厘利率ヲ維持ヲ固持シ結局銀行庇護ノ五厘五厘說ハ確定議ニ入ラスシテ六厘力維持セラレタルコトヲ認ムルヤ

第六 政府ハ布哇官約移民ノ爲ニ布哇雇主カ積立テタル一定不動ノ預金ノ受託ヲ當事者ノ承認ナクシテ橫濱正金銀行ニ轉託又ハ引續キタルハ即チ政府受託條件ヲ變更スルコトナクシテ其ノ儘之ヲ橫濱正金銀行ニ引受ケシメタリト解シテ差支ナキヤ

第七 (一)政府カ引受ケ又ハ橫濱正金銀行カ直接引受ケタル官約積立預金ナル

モハ、條約規定ノ一定不動ノ給銀カ一定不動ノ割合ニ於テ一定不動ノ期間中積立テラレハ一定不動ノ利率ノ上ニ成ルモノナレハ一定約三箇年終了後ノ積立金額ハ一定ニシテ一定ノ利殖ノ數額ノ上ニ保ツヘシ若シ然ラズトスレハ政府ハ政府及橫濱正金銀行カ移民總定期期十三箇年間ヲ通シテ預リ受ケタル人員ト總預金額ヲ給銀別ニ明示シ得ルヤ

(二) 橫濱正金銀行カ保管スル官約移民係ノ積立金ナリモノノ性質ハ如何

第八 (一) 右官約移民積立金タル元金ノ生メル複利元金ハ元金及利息ノ幾何ヲ現在迄拂戻シタルヤ

(二) 官約積立金拂戻請求中代理人ニ支拂ヒタル金額ニ對シ橫濱正金銀行カ完全ナル證據ヲ保持スルコトヲ明言シ得ルヤ

第九 政府ハ橫濱正金銀行ヲシテ官約積立金及利息金額ヲ明示セシメ得ルヤ

第十 官約移民力定期間ヲ終了シテ歸國スルニ際シ移民ハ積立元金ノ全部ヲ受取ラサルノミカ其ノ利子ヲ受ケサルモノ多シ而モ橫濱正金銀行ハ正當權利者ニ對シ其ノ名義ニ係ル官約積立金額ヲ嚴密ニ付シテ外セシ會々拂戻ノ請求ヲ爲ス者ニ對シテハ請求書ニ金額ヲ記入セシメス支拂後ニ於テ銀行自ラ之ヲ記入シタル政府ハ此ノ真相ヲ檢討シタルコトナキヤ

第十一 政府ハ特殊銀行ノ検査ヲ行ハサルカ如シ而モ政府カ轉託シタル官約積立金ノ管理ニ關シ橫濱正金銀行ノ業務ヲ實地ニ検査シツツアリヤ

第十二 (一) 政府カ橫濱正金銀行ニ引續キタル官約積立預金元金利金額ハ幾何ナルカ又同銀行カ自ラ直接預リタル金額及現在元金利金額ハ幾何ナリヤ

(二) 積立金カ拂戻サレシテ殘存スル主要ナル理由ハ如何

(三) 政府ハ其ノ住所氏名金額ヲ公示セシメタルコトアリヤ

(四) 政府ハ之カ拂戻ヲ早ムコト完了セシメ得ヘキ方法ヲ講スル意思アリヤ

第十三 官約移民中ノ大多數ヨリ委任ヲ

受ケテ同情スヘキ移民及遺族ノ爲ニ右積立金不當管理ニ關シ法律ノ裁斷ヲ白書ヲ受ケナカラ之ヲ默過シタル政府ハ自己ノ受託者トシテノ責任ヲ感セサルヤ

第十四 生存スル多數官約移民ノ多クハ未タ曾テ積立金ノ拂戻ヲ受ケサルニ横濱正金銀行ノ帳尻ハ支拂完了ヲ示シ而モ其ノ支拂ヒタル額ナリ稱スル金額ハ正當金額ヨリ遙ニ少額ナリ政府ハ橫濱正金銀行ヨリ右官約積立金ノ保管ヲ政府ノ手ニ回復シテ自ラ之ヲ整理シ現ニ疲弊セル農村漁浦ノ移民及遺族ヲ救済セムトスル誠意アリヤ

第十五 移民條約(契約)書第七條ノ規定ニ於テハ雇主ヲシテ直接ニ在「ホノル」ニ於テハ雇主ヲシテ直接ニ在「ホノル」ハ之ヲ大藏省ニ預ケ入ルル前ニ官約移民宛ニテ直接ニ受取書(預金額通知書)ヲ交付スヘキ苦ナリ遂ニ之ヲ怠ルニ至レリ隨テ官約移民中此ノ受取書ナルモノヲ所持スル者ナキハ總領事館ノ重大ナル責任ニ歸セラルヘカラス政府ハ此ノ損害ニ關シ移民及遺族ヲ慰藉スヘキ處置ヲ講スルノ意思アリヤ

第十六 政府カ受託シ及保管シ政府カ關連シ府會計檢査院官約積立金ノ管理ニ關シ府會計檢査院ヲ檢査スルヤ否ヤ右及質問候也

昭和六年三月二十五日

衆議院議長 齋藤實 濱口 雄幸
衆議院議員 井上知治君提出政府受託預金書差進候

(別紙)

衆議院議員井上知治君提出政府受託預金ノ不當管理ニ關スル質問ニ對スル答辯書

第一 移民積立金ヲ一時大藏省預金局ニ預入シタルコトアルハ事實ナリ

第二 移民ノ積立金割合ハ布哇國移民事務局特派員 渡航人間ニ締結シタル渡航約定證書ニ依リ渡航人及其ノ妻ヘ給料トシテ支拂フベキ金額ヨリ其ノ二割五分(明治二十五年五月該約定證書修正サレ一割五分ニ改ム)ヲ引去リ之

ヲ積立テタルモノニシテ本問ノ如キ事實ナシ

第三 明治二十三年八月移民積立金ヲ大藏省預金局ヨリ橫濱正金銀行ニ預ケ替シタルコトアルモ右ハ渡航約定證書ニ基キ別ニ移民ノ承諾ヲ要セザルモノトス

第四 明治二十五年五月渡航約定證書修正サレタル結果移民積立金ハ雇主ヨリ直接橫濱正金銀行「ホノル」出張所ニ預ケ入ルルコトナリタル

第五 移民積立金ハ明治二十四年三月ヨリ明治二十五年五月迄ノ間六朱ノ利子ヲ以テ大藏省預金局ニ保管シタルコトアリ

第六 移民積立金ヲ橫濱正金銀行ニ引續ギタルハ第四ニ於テ述べタル如ク渡航約定書ノ修正セラレタル結果ニ外ナラズ

第七 (一) 移民積立金ハ各人毎ニ其ノ金額ヲ異ニシ所謂一定不動ニ非ズ而シテ其ノ長期ニ互ル總預金額ヲ給銀別ニ明示スルコト不能ナラズトスルモ頗ル困難ナリ

(二) 「積立代り金」ナル字句ハ便宜ノ名稱ニ過ギズ、積立金ノ意義ナリ

第八 (一) 銀行業務ノ内容ニ互ルモノナルヲ以テ答辯シ難シ

(二) 銀行ガ預金ヲ支拂ヒタル場合ニ於テ其ノ證據ヲ一定期間保持スルコトハ勿論ナリト信ス

第九、銀行業務ノ内容ニ關シテハ明示シ難シ

第十 事實ト相違セリ

第十一 特殊銀行ニ對シテハ監理官ヲ置クト共ニ常時嚴重ナル監督ヲ爲シ居レ

第十二 (一) 銀行ノ業務ニ關スルモノナルヲ以テ公表シ難シ

(二) 主トシテ本人死亡シ其ノ遺族ノ有無判然セズ又ハ行衛不明ノモノアルニ因ル

(三) 積立者ノ住所氏名金額ヲ公示セシメタルコトナキモ雇主地方官ヲ通シ預金受領方ヲ促進スル方法ヲ採リタル

(四) 速ニ拂戻ヲ完了スルヲ適當ト認メ前記以外ノ方法ニ付テモ考究中ナリ

第十三 政府ハ受託者タル責任ナシ

第十四 其事實ナシ

第十五 本問ノ如キ事實ナシ

第十六 移民積立金ハ橫濱正金銀行ノ預金ニシテ會計檢査院ノ檢査等ヲ受ケタルコトナシ

右及答辯候也

昭和六年三月二十五日

外務大臣 男爵幣原喜重郎
大藏大臣 井上準之助

日「ソ」漁業條約ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月二十日

提出者 砂田 重政

第一「ソ」漁業條約ニ關スル質問主意書

(一) 現在國營企業カ經營漁區中所謂十八漁區ハ曾テ「ソ」聯邦政府ハ漁業條約ノ規定ニ從ヒ貸付ニ關シ日本國政府ニ對シ未タ満足ナル回答ヲ爲ササルニ先チ右漁區ヲ國營企業ニ貸付シタル「ソ」聯邦政府ノ行爲ハ條約ノ規定ヲ無視シタルモノニシテ目下現ニ日本國政府ハ抗議中ナル所「ソ」聯邦政府ハ何何等ノ反省セサル場合如何ナル措置ニ出ツル考ナリヤ

(二) 漁業條約最終議定書(二)ニ依リ「ソ」聯邦政府ヨリ更メテ國營企業ノ經營セムトスル漁區ヲ競賣ニ依ラスシテ借受タキ希望ノ申出テアリタル場合ト雖先決問題トシテ前記(一)ノ懸案事項タル十八漁區問題協議未了タル以上日本國政府ハ商議又ハ合意ヲ與フヘキモノニアラスト信ス之ニ對スル所見如何

(三) 現在國營企業カ經營中ノ漁區ニ關シ漁業條約ノ規定ニ從ヒ日本國政府カ完全ニ協議議定書ニ從ヒ日本國政府數及其ノ漁獲標準高數量ヲ明示セラレタシ

(四) 國營企業ハ昭和五年度西堪察加「アツチ」島ニ於テ蟹漁區ヲ勝手ニ經營シタル事實及北「キシカ」ニ於テ同年滿潮ノ競賣ニ於ケル不落漁區五箇所ノ内二〇二號及二一五號漁區二箇所ニ永久ノ工場設備ヲ爲シ且漁業ヲ經營シタル事實アリ

右行爲ハ「ソ」聯邦政府ハ共ニ漁業條約ノ違反タルハ明瞭ニシテ日本國政

ノニシテ官廳ノ發行スルモノニアラズ已ニ證書ヲ發給シ委託者ニ於テ發行スルモノヲ以テ郵便官署ニ於テ捺印等ノ手續ニ關シタル筋合ノモノニ非ズ尙又郵便官署ニ於テ引受ヲ爲ス際印紙貼用ノ要否ヲ監査スルコトハ郵便官署事務取扱上困難トスルコトナリ

昭和六年三月二十五日
大藏大臣 井上準之助
逓信大臣 小泉又次郎

右成規ニ據リ提出候也
鐵道行政ニ關スル質問主意書
昭和六年三月二十日 提出者 原 夫次郎

鐵道行政ニ關スル質問主意書
我が國鐵道開ケテヨリ茲ニ六十有餘年其ノ開闢多ク消長變遷アリシト雖爾來鐵道大臣監督ノ下ニ我々國有鐵道及其ノ附帶ノ業務ハ著著トシテ整備ノ域ニ進ミツツアルヲ想望セシ所偶左記ノ數項ニ付多大ノ疑惑ヲ生スルニ至リタリ

第一問
政府ハ國有鐵道ノ路線ヲ選定スルニ當リ主トシテ目的地ニ達スル距離ノ短寡ヲ探ルカ或ハ主トシテ沿道人民ノ多寡ヲ便ノ地到達ノ迂回主義ヲ採ルカ此ノ點ニ關シテハ古來先進諸國就中歐羅巴ニ在リテハ大陸主義ヲ主トシテ英吉利主義ト目レ大陸主義ハ主トシテ交通ノ利便ヲ場合ニ於ケル軍事輸送ニ資シ併セテ沿道ノ開發助長ヲ期スルニ在リ之ニ反シテ後者ハ主トシテ舊來ノ都市發展ヲ助長シ從テ其ノ沿道住民ノ交通便利便増進ヲ計ルニ在リ而シテ其ノ利害得失一長一短ハ從來爲政家ノ論議スル所我々國ニ在リテモ固ヨリ一概ニ之ヲ取捨シ得サルヘシト雖大體ニ於テ今日我々國有鐵道建設ニ當リテ右何レノ主義方針ニ則ルカ

第二問
政府ハ我々國有鐵道ノ路線選定ト同時ニ其ノ路線中ニ選定セラルヘキ停車場ノ位置選定ニ關シテ果シテ如何ナル主義方針ニ據ルヘキカ

第三問
目下建設中ニ屬スル國有鐵道木次、落

合間鐵道ノ路線中島根縣仁多郡三成村ノ選定ニ關シテハ昭和二年政友會内閣當時或種ノ運動行ハレタリト風説傳ハリ剩サヘ總選舉ニモ利用セラレテ終ニ同年十一月十六日省議ヲ以テ同郡三成村ヲ選定ノ決定ヲ見ルニ至リタリ

第四問
是ヨリ先同鐵道敷設ハ往年原内閣當時ノ決定ニ係リ爾來十有餘年ノ間主トシテ地力元速成同會ニ依リ速成運動ヲシテ來リ速成同會ノ永年ノ間鐵道省當該官吏ハ右地力元速成同會ニ對シ或ハ直接ニ或ハ米子建設事務所員ヲシテ前記三成村ノ同村字堀越及矢谷方面ナルコトヲ暗示シテ以テ同地住民ノロヲ塞キタルノミナラス之ニ依リテ其ノ地方民ノ敷地寄附迄モ決意セシメテ前記ノ如ク策動ニ因ナカラシメテ之ヲ遂行シタルハ其ノ實

字神ノ如ク選定シテ一部策動家ノ満足ヲ得ニシテハ昭和二年十一月三村實ニハ一切之ヲ發表セズ漸ク昭和五年十月月中旬頃ニ至リ工事進行ニ迫リテ突如米子建設事務所出張員ヲシテ前記選立停車場位置ヲ測量爲シ標木ヲ打タル同地方住民ハ驚愕措ク所ヲ知ラス鐵道省ノ欺瞞政策ニ憤慨シ直ニ村民大會ヲ開キ其ノ反對運動ヲ起スニ至リタル所鐵道當局亦其ノ過中ニ投シ急遽米子建設事務所員並ニ堀越方面ヨリ同村字堀越ニ至ル迄ノ鐵道線敷地ノ所有權者ニ對シ或ハ脅迫シ或ハ許諾ヲ弄シ晝夜兼行強談判ヲ爲シテ以テ該敷地ノ任意使用承諾書ヲ調印爲サシメタル等非常ナル彈壓ヲ加ヘ益同地方民ノ心裡ニ刺激ヲ與ヘタル爲一旦調印爲サスル者共ハナシテ正式ニ該調印ヲ取消シテ之ニ對シテ如何ニ處置セムトス

第五問
尙右地力元速成同會ハ昨年十月以來屢數村民大會ヲ開催シテ其ノ都度或ハ決議ヲ爲

シ或ハ鐵道當局ニ請願書ヲ提出シ或ハ貴衆兩院ニ請願(衆議院ニ於テハ曩日既ニ該請願ヲ採擇セラレタリ)スル等其ノ勢正ニ猖獗ヲ極ム

此ノ如キ結局一部鐵道行政官邊力或種ノ運動ニ魅セラレ情實緣因ヲ捕虜ト爲リタルカ爲ナリトサヘ風聞ニシテ果該邊力徒ニ其ノ職權ヲ揮シタル結

點ニ想ハスモハアラズ本員ハ深ク此ノ同鐵道大臣ニ面談陳情スル所アリシハ大臣元ニ紛爭アル間ハ工事ヲ中止スルト言明セラレテ次ニ河内建設局長及池原計畫課長ニ面談更ニ人ヲ實地所派員共ニ再調査ヲ爲シタルハ實地御來省ヲ求ムヘシトノ言明アリタルヲ以テ本員ハ各其ノ言明ニ信賴シ今日

第六問
抑國有鐵道木次、落合線建設ノ計畫ハ所謂陰陽聯絡ノ目下ニ生シタル一

通利便ト物質ノ開發助長ニ資スルニ在リ從テ政府ハ之ヲ力路線ニ選定スルニ計畫ニ鑑ミ極メテ慎重周密ナル態度ヲ以テ其ノ事ニ臨ミ國家百年ノ大計ヲ誤ラザルヲ期セサルハカラス然レモ本件三成停車場ノ位置選定ノ一事ニ至リテハ管見ニ上開陳述タル所ノ疑惑

長ノ點ヨリスルモ三成村ノ位置ハ當然之ヲ同村字堀越及矢谷方面ナルコト何人モ疑ハサリシ所ナリ然ルモ何ムソ鐵道省ハ唯僅ニ工事ノ比較ノ容易ナルニ藉口シ該村ヲ同村字堀越ニ選定シテ爲ニ同地方交通系統ヲ破壞シ地方都邑ノ發展ヲ阻害セシメタル道路橋梁

クニシテ尙モ鐵道省ハ其ノ選定方針ヲ強行セムトスルカ如何

昭和六年三月二十五日
內閣總理大臣 濱口 雄幸
衆議院議員 原夫次郎君提出鐵道行政ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

第一問
我が國有鐵道ハ公衆ノ受クル交通上ノ利益ノ受クル輸送並ニ經濟上ノ便益鐵道ノ系統大ニ成上リ且ニ水陸連絡及國防上ノ關係工事ノ難易、水陸連絡方針ニシテ比較考量シ之ヲ敷設スル標準ナシ

第二問
國有鐵道ノ停車場位置ハ該地方ニ於ケル貨客集散ノ狀況、工事並ニ列車運轉ノ得失、鐵道ノ道路ノ關係等ヲ調査シ之ヲ選定スル方針ナリ

第三問
木次落合間鐵道ノ內木次三成間線路選定測量當時島根縣仁多郡八川村絲原武太郎外四箇村ハ八名ヨリ三成村附近ニ停車場敷設ヲ請願書ヲ提出シタルコト運動又ハ總選舉ニ利用セラレタリトノ事實ハ之ヲ知ラズ

既定三成停車場位置變更ニ關シテハ昭和五年十二月細木覺太郎外百六十一名ヨリ陳情アリタルヲ以テ建設局ニ於テ一應調査シタルニ其必要ヲ認メザリシモ特ニ所轄米子建設事務所長ニ命ジシヲ再調セシメタル結果之亦變更ノ必要ヲ認メズトノ意見一致シハ代三成間工事進捗上其遷延ヲ許サザルニ付昭和六年二月本陳情ハ之ヲ採用セザルニ省議決定其旨三成村長ヲ經テ請願者ニ通知シタルモノニシテ他ノ請託ニ乗セラルヘ急遽本請願不採用ノ決定ヲ爲シタルモノニアラズ

以上內經大論
右及質間候也
客辨云求

ノ權利ヲ百萬圓ニテ買フヘント申出テタ
ルモ遂ニ言フ左右ニ託シテ應セス若假ニ
七百萬圓ノ補還ヲ得ルルト同様に負債八
百萬圓ノ八分ノ一ヲ輕減スル所以ナリ而モ
此ノ百萬圓ノ權利ヲ貸付タル最低ノ十五
億萬個トスルコト奇怪事トヤ干渉壓迫ノ
モサリシハ何タル者ハ渡邊知事ナルモ其ノ裏
衝ニ當リタル者ハ渡邊知事ナルモ其ノ裏
面ニハ山梨總督アルコトヲ推知スルニ難
カラズ

右東津水利組合ハ下流ニ評議員少クシテ
上流ニ多ク爲ニ下流ハ何時モ非常ノ壓迫
ヲ受クルモノニシテ水源地ヨリ下流ハ十
三、四里ノ遠キニ在リ依テ創業當時ノ一
大條件トシテ貯水池百二十町歩ノ一ヲ
建造セリ然ルニ此ノ組合ハ創業以來惡弊
百出現ニ其ノ不正ノ行爲ノアリタルモノ
載セテ帳簿ニ尙存セリト謂フ而シテ監督
ノ不良ト崩壊セリ然ルニ組合ハ創業時
此ノ池ハ崩壊セリ然ルニ組合ハ創業時
件ヲ無視シテ十分ノ復興工事ヲ爲サス條
ノ半分以下ノ水ヲ貯フルニ過キサル修繕
ヲ爲シタルニ止マルト相俟テ下流ノ危險
ハ益加ハルル有様ナリ

元來一方ニハ水ヲ利用セシムルコトヲ許
可シ他ノ一方ニハ水ヲ排除セシムルコト
ヲ認可ス矛盾著言語ニ絶ス然シテ此ノ
權力ナキ評議員ニ對シテハ一ハ干渉壓迫
一ハ役員ノ据膳株、兩々相俟テ今日ニ至
レリ二十一年億四千個ノ水ハ僅ニ三年ノ
俟タシシテ一減以下ナルモ當局ハ尙
安全ナリト謂フ、洵ニ以テ沙汰ノ限リト
謂フヘシ

要スルニ官權濫用ノ結果一千萬圓以上ノ
生産力ヲ阻害シ八百萬圓ノ負債支拂ヲ不
能ナラシメ一朝水不足ノ場合ニハ忽チ八
萬民衆ノ生活ヲ脅威スルコトナルハ明
瞭ナルカスル場合政府ハ其ノ補償ニ當ラ
ルコトヲ思惟ス政府ノ所見如何
右及再質問候也

昭和六年三月二十五日

衆議院議長藤澤謙之輔殿 濱口 雄幸
衆議院議員多木久米次郎君提出官權濫用
ニ關スル再質問ニ對シ別紙答辯書差進候
〔衆議院議員多木久米次郎君提出官權濫
用ニ關スル再質問ニ對スル答辯書
東津水利組合所屬ノ貯水池ノ水ヲ利用ス

ル水力發電ヲ許可スルニ際シテハ水利組合モナリ電氣會社トハ水利組合ニ於テハ法令ノ定ムル所ニ依リ水利組合評議員會ノ議決ヲ經タルモノニシテ水利組合評議員會ハ組合員ノ互選ニ依リ選出セラレタル組合評議員ヲ以テ之ヲ組織シ制度上諮問機關ナリト雖其ノ決議ハ之ヲ尊重シ官權ニ於テ濫リ無視シ得ヘキモノニ在ラズ

政府ニ於テハ更ニ各種ノ事情ヲ考覈シ特ニ下流ニ貯水池ヲ設ケシムル等水利組合地ナル灌漑ノ安全ニ必要ナリト認ムル嚴重ナル條件ヲ附シ之ヲ許可シタルモノナリ而シテ此ノ條件ヲ確保セムカ爲ニハ水利組合自身ニ於テモ特ニ常時監視員ヲ置キ之ガ監督ヲ爲シツアルモノナリ

以上ノ次第ナルヲ以テ水力發電許可ヲ爲シタルガ爲水利組合ニ特ニ脅威ヲ與フルモノトハ思料セズ尙萬一ノ場合ニ於テモ本件許可ニ基キ政府ニ於テハ損害ノ補償ヲ爲ス可キ筋合ノモノニ在ラズ

右及答辯候也

昭和六年三月二十五日
拓務大臣 松田 源治

宮崎縣ノ意見書議決取消ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也
昭和六年三月二十四日
提出者 佐藤 重遠

宮崎縣會ノ意見書議決取消ニ關スル質問主意書

一 昭和五年十二月二十二日宮崎縣會方カ警察司法兩大臣ニ宛テ意見書提出ヲ議決シタルニ對シ同縣知事有吉實ハ縣會ノ權限ヲ超越シタル違法ノ議決ナリトシテ即日之方取消ヲ爲シタリ

二 然ルニ昭和六年二月十四日衆議院豫算分科會ニ於ケル次田政府委員ノ答辯ニ依リ右取消ハ不當ノ處置ナリシコト分明スルニ至レリ

既ニ右取消ヲ以テ不當ノ處置ナリト認ムル以上政府ハ速ニ縣當局ニ命シ該意見書ニ關スル材料ヲ提出セシメ之カ内見書ニ爲ス事實ニ付テ嚴正精密ナル取調ヲ信シ以テ適當ノ處置ヲ採ルヘキモノト爲ス政府ハ右取消ヲ不當ノ處置ト認メナカラ之ヲ輕視シ當該知事ニ對シ何等ノ處分ヲモ加フルコトナキハ國民ヲ

シテ政府ノ網紀肅正ニ關スル誠意ニ對シテ多大ノ疑惑ト不安トヲ懷カシムルモノアリト信ス政府ノ所見如何
尙政府ハ近來警察官ノ良民ニ對スル態度ノ驕慢暴戾ナル事實ノ頻發スルニ鑑ミ大ニ之カ素質ヲ改善シ其ノ監督ヲ嚴正ニシ以テ警察ノ民衆化ヲ圖ルノ意思ナキヤ否ヤ之アリトスレハ其ノ方策如何

昭和六年三月二十五日
內閣總理大臣 濱口 雄幸
衆議院議長藤澤幾之輔殿
衆議院議員佐藤重遠君提出宮崎縣會ノ意見書議決取消ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

【別紙】
衆議院議員佐藤重遠君提出宮崎縣會ノ意見書議決取消ニ關スル質問ニ對スル答辯書

一 昭和五年十二月二十二日宮崎縣會ガ網紀肅正ニ關シ內務司法兩大臣ニ宛テ意見書ヲ議決シタルニ對シ宮崎縣知事ガ取消ヲ爲シタルハ失當ノ處置ナルヲ以テ將來如斯措置ヲ爲サザル様注意ヲ與ヘタリ

一 右意見書ノ内容ニ就テハ目下調査中ナリ

一 警察官ノ素質ノ改善ニ就テハ政府ハ特ニ意ヲ注ギツツアル所ニシテ體格優秀品性優良ニシテ常識ニ富ム者ヲ採用シ之ニ適切ナル敎習ヲ加ヘ監督ヲ嚴正ニシ以テ警察改善ノ實ヲ舉グベク努力シツツアリ

右及答辯候也

昭和六年三月二十五日
內務大臣 安達 謙藏

午後十一時四十分開議

○議長（藤澤幾之輔君） 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、只今濱口內閣總理大臣ヨリ詔書ヲ傳達サレマシタ、之ヲ捧讀致シマス諸君ノ起立サレママス

【總員起立】
朕三月二十七日迄二日間帝國議會ノ延長ヲ命ス

○議長（藤澤幾之輔君） 明二十六日ハ定刻ヨリ本會議ヲ開キマス、日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後十一時四十二分散會